

第九十四回
国会

参議院農林水産委員会會議録第七号

昭和五十六年四月二十三日(木曜日)
午前十時二十六分開会

委員の異動

四月二十一日

辞任

田淵 哲也君

補欠選任

栗林 卓司君

四月二十二日

辞任

下田 京子君

補欠選任

宮本 顯治君

栗林 卓司君

四月二十三日

辞任

宮本 顯治君

補欠選任

下田 京子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

井上 吉夫君

北 修二君

坂元 親男君

川村 清一君

中野 明君

岡部 三郎君

熊谷太三郎君

下条進一郎君

鈴木 省吾君

高木 正明君

初村滝一郎君

降矢 敬雄君

宮田 輝君

坂倉 藤吾君

村沢 牧君

山田 讓君

鶴岡 洋君

國務大臣

農林水産大臣

政府委員

行政管理政務次官

農林水産政務次官

農林水産大臣官房長

農林水産省構造改善局長

農林水産省農畜園芸局長

農林水産省畜産局長

農林水産省食品流通局長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

行政管理庁行政管理局管理官

国税庁直税部長

人税課長

通商産業省生活産業局通商課長

参考人

日本蚕糸事業団理事長

松元 威雄君

下田 京子君

田淵 哲也君

喜屋武眞榮君

龜岡 高夫君

堀内 光雄君

野呂田芳成君

渡邊 五郎君

杉山 克己君

二瓶 博君

森実 孝郎君

渡邊 文雄君

竹中 讓君

石坂 匡身君

四元 俊明君

末木鳳太郎君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○蚕糸砂糖類価格安定事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(井上吉夫君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨二十二日、下田京子君が委員を辞任され、その補欠として宮本顯治君が選任されました。

○委員長(井上吉夫君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

蚕糸砂糖類価格安定事業団法案の審査のため、本日、参考人として日本蚕糸事業団理事長松元威雄君の出席を求めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(井上吉夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(井上吉夫君) 蚕糸砂糖類価格安定事業団法案を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○村沢牧君 農水大臣に最初にお尋ねしますが、最近の生糸や養蚕をめぐる情勢は大変に厳しいものがあります。大臣は、こうした情勢をどのように受けとめて、生糸や繭の価格安定制度を堅持してわが国の伝統的産業である蚕糸業の振興を図っていくとされますか。大臣の所見を求めます。

○國務大臣(龜岡高夫君) 最近の蚕糸事業、とくに厳しい情勢の度を加えておりますこと十分承知いたしております。御承知のように、生糸の糸価相場は二年ほど前から低迷をいたしております。その反面また外国の生糸等も、五十二年、五十三、五十四年と相当数量の生糸並びに絹織物が輸入をされておるわけでございます。これらの関係で蚕糸事業団の在庫量がどんどんどんどんふ

えまして、三月末で十四万八千俵と、こういう多量の糸を抱えておると、こういう現状にあるわけでございます。

ところが、需要の方はぐんぐんぐんぐん減退をいたしまして、これまたさえない情勢が二年以上も続いておると、こういう情勢の中で、農林水産省としては転作作目としても奨励をしつつきておるわけでございますが、いかにせん事業団の十四万八千俵という在庫の圧力が糸価に影響をいたしましてどうしてもさえないと。一面、実需割り当ての方も、放出しようとしたしましても、放出する生糸の相場の値上がりという情勢も生まれてこない、こういうことをずっと続けておりました。

このまま推移していけば大変なことになって、生糸の繭の価格を安定していくためのこの繭糸価格安定法という法律そのものの運用が動かなくなってくる心配も出てくる、こういうことで、何とかしてこの退勢を挽回しなければいかぬと、こういうことで、二年ほど前からあらゆる努力をし、蚕糸事業団法の改正等も行っていたいて努力をいたしてきたわけでありますが、何ら糸価に影響を与えることができない、こういう事態で昭和五十六年度の基準糸価を決めなければならぬ情勢になったわけでございます。

そこで、私といたしましては、ここで起死回生の策をとつてとにかく生糸が動くようにしなければいかぬと。もう全く問屋は問屋で、織物は織物で、製糸は製糸でという立場、立場でまあ従来は生糸等を相当持つておったわけでありますが、それを全部事業団が肩がわりして事業団に在庫として残しておるということでございます。糸が動かない。こういうことをやっております。糸が動かない。もう事業団も大体千二百億くらいの借入金をして、金利だけでも年間百億以上の支払いをしておると、こういうことになりまして、

結局これが在庫の生糸にかかつていつて、生糸の単価を引き上げるといふような事態にもなりましてなかなか問題多しと、こういうことでございませう。伸びんと欲せばまず屈せよといふようなことわざも思い出しながら、私といたしましてはここでひとつ思い切った措置を講じて、屈してこの時期を乗り切るという構えをとつたらいかがかなという考えも実は持ったわけであります。

しかし、いろいろ諸般の情勢上、まあ異常事態でもありますので、もう少し情勢を検討をし、こういう大きな決心を実現する際には多くの方々のやはり意見も十分尊重しなければならぬと、こういうことでは最終的な詰めを、基準糸価に対する考え方の詰めをさせていただいておるといふ事情でございませう。私といたしましては、そういうことを実行することによりまして、将来やっばり養蚕農家がこの国会で制定していただいております繭糸価格安定法の精神を十分に活用して、そして養蚕、製糸、機屋が日本の伝統産業であるこの絹産業を発展せしめていくことのできるような足腰の強い体制をつくっていく必要があるといふふうに認識をいたしておる次第であります。

○村沢牧君 政府が三月に基準糸価を決定できなかったこと、また、基準糸価を引き下げるといふような後ろ向きの方針を出したことによって、生糸相場の暴落を初め、養蚕や製糸に与える不安と動揺はきわめて大きなものがあるわけであります。大臣は、この農林水産省のいわゆる後退した姿勢といふか、いま大臣から答弁のあったような考え方が養蚕業界に与えている影響をどういふふうに思われますか。また、今日のような状態に直面して、糸価の決定に当たつての基本的な考え方についてこの際明らかにしてください。

○國務大臣(亀岡高夫君) 大変相済みないという感じを率直に私は持っております。しかし、そうかといって、それではこの低迷した状態をそのまま続けていけばどうなるかといふことを考えました際には、在庫量がふえていくという結果に終わってしまうと。現行法ではもう養蚕事業団に在庫

してあります生糸を実需という形で売り出すといふことがこれはできませんので、ある程度の糸価が、相場が上がりませんとできませんので、そういう事態は、需要がこういうふうな低迷にいたしております折から、もうほとんど期待ができないと。これはもう二年前から私もそういう事態を警告しながらきておるわけであります。二年待つてもそういう事態が実現できなかったということでも、私もこれはいよいよ決心をしなければいけませんというふうな気持ちにも実はなつた次第でございませう。

まあ、そういう点も事務当局にも話したところ、事務当局の方もそういうような見方で一致いたしましたので、そういう旨を各業界、各団体等にも打診をいたしながらやってきておるわけでございませうが、非常に、一方においては取引所という相場の場を持ちながら、しかも片方でその話し合いによるいわゆる価格安定制度を運営してまいるといふことが非常にむずかしい情勢にあるといふこと、そういう点で今回私どもの考え方を各業界にお伝えしたわけであります。それを機にこの糸価が低落をしたということにつきましては、私は大変責任を感じて申しわけないと思つておるわけでございませうけれども、しかし、いずれの日か、どちらの策をとつていったにしても、いずれの日にかやはり今日以上の大きな打撃が養蚕、製糸、機屋関係に來るといふことは避けられないといふことは、これはだれしも否定し得ないやっぱり実情ではなからうかと、こう思うわけでございませうので、その点はやがては今日の私どもの考えを維持発展せしめていくややはり措置であつたといふふうな言つてもおけるんではないかなという気持ちを実は持つておるわけであります。

○村沢牧君 政府がそのような考え方を打ち出したことによつて糸価が暴落をしたといふことは、他の人にそれだけの不利益、損失を与えていることなんで、したがって大臣の言われるように、責任を感じている、申しわけない、そんなことで済

まされる問題ではないといふふうに思うんです。したがって、何とかしてこれを挽回しなければならぬ。

そこで、今日こういう情勢になつても大臣は、三月時点で打ち出したような、糸価は少し下げなきゃいけないといふような気持ちに変わりはしないですか。

○國務大臣(亀岡高夫君) まあ私の考え方は、もうこれはもう急に出てきたわけじゃございませんで、私も養蚕懇話会関係の仕事をずっとしてきておりまして、まあ数年前からそういうような方向にいつかはこれはぶつからんじやないかといふような気持ちを持ちながらやってきておりますために、まあここで考え方を急に変えろと、こう仰せたいだけでも、なかなかそれじゃそのためのしかるべき代案ができるんだらうかといふことを私はもう深刻に考えるわけであります。

○村沢牧君 大臣の見解と私の考え方とは大分開きがあるわけですが、このことについては後ほどまた指摘をしてみたいといふふうに思います。

そこで、いま提案をされているこの法律に関連してまいりますけれども、私はきょうは養蚕問題にしばつて質問してまいります。

いま大臣から答弁があつたような環境、情勢の中で、そしてまた大臣の意図するような政策目標を達成するために、養蚕事業団の果たすべき役割は非常に大きいと思うんです。大臣は養蚕事業団の果たすべき役割とこの事業団の運営の正常化について、どのように期待をされているんですか。

○國務大臣(亀岡高夫君) やはりこの農産物価格につきましても法律によつて安定の制度をつくつておいていただいておりますことは、非常にこれは養蚕農家並びに関係業界にとつては大変ありがたいことである、こう私も自身も考えるわけでありますから、この先輩のおつくりいただいた繭糸価格の安定価格を中心とした価格安定制度といふものは、なかなかこれからこれだけの法律を立法していただくといふことはもう容易じゃないと

思いますので、この現存します法律の精神は、法律の内容は、これはもうどんなことをしても守つていかなければならぬ、こういう受け取り方をいたしておる次第でございまして、そのために、一方では取引市場を持ちながらしかも価格安定制度を運営するといふことはなかなか容易じゃないといふことを体験をいたしておるわけであります。が、今日まで戦後のいろいろな事態を乗り切つてこの制度を生かして養蚕農家のためになつてきている法律でありますので、今後いろいろな経緯はあろうかと思いますが、この法律の精神とこの運用については十二分にその機能を発揮することができるよう処置をしてみたい、こう考えております。

○村沢牧君 後ほど指摘をしますが、養蚕事業団はいま内外ともに重要な課題を抱えているといふふうに思います。養蚕事業団が繭糸価格の安定といふ目的を達成するためには、いまここで統合などいふことに気を奪われている時期ではない。もつと組織の充実を図つてその機能を十分発揮することに力を注ぐべきだといふふうに思います。が、どうですか。

○國務大臣(亀岡高夫君) そういう見方もあるわけですが、私どもとしては、行政改革の政策も内閣として最重要の一つとして処理をいたしてきておるわけであります。そのために特殊法人の簡素化、合理化といふことで、糖類安定事業団とこの養蚕事業団とを一つにして養蚕砂糖類価格安定事業団といふものにつくり変えてやつてまいらう。したがって、この法律が制定されるまではそれぞれの法律によりましてその機能を十分発揮をする、こういうことでやつておるわけでございませう。私はこの機構の改革とその職務の執行といふことについては、その職務遂行といふものにはいささかも影響されないように十分に機能を発揮していただいておりますものと、こう考え、また發揮していただけるものと、こう考えている次第でございませう。

○村沢牧君 行政改革は単に機構いじりをして一つの特設法人をなくするというだけではなくて、やはり統合することによって何かのメリットがあるんだ、蚕糸事業団の機能がより有効に活用することができるようになるんだ、そのことも同時になくてはならないし、また考えなければならぬというふうに思うんですけれども、いま大臣の答弁にありましたように、蚕糸事業団の機能をさらに発展をさせていくんだ、そして蚕糸事業団があることによって価格の安定を図っていくんだということであるとするならば、統合することによってどういうふうにもっと蚕糸事業団がよくなくていくのか、機能が発展をしていくのか、そのメリットは何だというふうに考えますか。

○政府委員(二瓶博君) ただいま大臣からお答えございましたように、行政改革は現下の重要政策課題である。したがって、特設法人につきましてもその整理、合理化が求められたわけでございます。

そこで、今回この両事業団が統合することになったわけでございますが、これは同じ畑作物に係る業務をやっておる、あるいは輸入に係る価格調整業務のウエートが高いという共通点に着目をして統合を行うということにいたしましたわけでございます。したがって、従来それぞれの事業団におきまして業務上のいわばノーマルと申しますか、そういうものがあるわけでございますが、これも相互に活用し合えるというようなことで非常に意義のあることであろうかと思っております。

今回の統合のメリットはということになりますと、特設法人の数というのが当然これで一つ減るとか、あるいは役員数の削減があるというような面は当然ございますが、内部組織についても、共通管理部門であります総務部といいますが、こういうものの統合といいますが、それから事務所の方でも統合という問題があるというように、具体的なメリットであろうと思えます。しかし、以上申し上げましたような短期的なものにかかわ

りませず、さらに今後長期的な視点に立ちまして業務の効率的な運営というようなことを通じましてメリットが大きく期待されるのではないかとこのように考えます。

いずれにいたしましても、統合をいたします以上、従来よりさらに効率的、効果的な業務運営が図られますよう、農林水産省といたしまして、あるいは新事業団におきましても、大いに努力していく必要がある、かように考えておるわけでございます。

○村沢牧君 統合のメリットについてもきわめて抽象的な答弁であつて、納得をいたしません、どのようメリットがあるのかないのか、そのことについてはだんだん指摘をしてみたい。

そこで蚕糸事業団と糖価安定事業団を統合する、このことについて、先日、参考人として出席をした両事業団の労働組合の委員長は、食べ物と着物を統合する全く異質のものだ、それから、これは単なる数字の組み合わせにすぎない、木に竹を接いだやうなものであるというふうに陳述をしておたわけでありまして、私も全くそのような感じがするわけなんです。

行政改革とは言つても、弱いところへしわ寄せをされたものであるというふうに言わざるを得ない。なぜ蚕と砂糖の事業団を統合するのか、これがわからないんですよ。いま局長は、畑作物だ、あるいは輸入について共通性を持つてゐるんだというやうな抽象的な言い方をしておたわけでありまして、私も、私に言わせるならば、これはい

わゆる単なる理屈のこね回しであり、たまたま論にすぎない。そうじゃなくて、実際は行政改革のために一つの特殊法人をつぶさなければならぬ、そこで蚕糸と糖価を選んだ、これが本音じゃないかというふうに思うんですが、その辺はどうなんですか。

○政府委員(二瓶博君) 政府におきまして行政の刷新と適正化が強く求められておる情勢に対処いたしまして、実は五十四年でございますが、行政の各般にわたります簡素、効率化対策を進めると

いうことに相なったわけでございます。その際、その一環といたしまして、政府全体といたしまして特殊法人の整理合理化を図るということに相なった次第でございます。

そのため、農林水産省におきましてもいろいろ検討をやつたわけでございますが、一つは、漁業共済基金の五十七年中の整理ということ、もう一つが、五十六年十月を目途に日本蚕糸事業団と糖価安定事業団を統合するという結論を得たわけでございます。こういうことを、農林水産省の関係だけでございせんが、その他も含めまして五十四年の十二月二十八日に閣議決定を行つたわけでございます。そして、その線に沿ひまして今回本法案を提出をいたし、御審議を煩わしたわけでございます。

農林水産省において、いろいろこの統合問題を検討いたしました際に、それぞれ畑作物関係の業務を行つておるということ、それから、輸入調整業務の比重が非常に高いというやうな共通性を有するということからいたしまして、統合によりまして行政改革の趣旨に沿ひました効果が期待できるといふふうに考えまして、統合に踏み切つたという経緯でございます。

○村沢牧君 結局は、この行政改革の一環として、農水省も一つの特殊法人をなくさなければならぬんだと。そこでこの糖価と蚕糸を選んだということにすぎないんじゃないんですか。いろいろ経過も聞いてはおりますけれども、いままた、局長の答弁の中に非常に抽象的なことを言われておるわけですが、ただ行政改革の一環としてやる措置である、それしか意味がない、統合の目的はないというふうに思うんですが、どうですか。

○政府委員(二瓶博君) 特殊法人の整理合理化の問題につきましては、これは政府全体としますと非常に特殊法人の数が多いわけでございます。したがって、マクロ的な観点からいたしまして、この特殊法人の整理というものをやるべきであるということが、政府の行革の方針の大きな項目として決められたわけでございます。したが

まして、この線に沿つて、農林水産省もそうでございますが、各省とも、特殊法人を抱えておる省庁につきましては、それぞれ具体的に検討して、特殊法人の統合、廃止等を図るべきであるということになったわけでございます。したがって、農林水産省もその線に沿ひまして、所管の十幾つの法人がございまして、それを二つ程度は廃止しないしは統合をするというやうなことで具体的に検討したということでございます。

したがって、もちろん、いままで日本蚕糸事業団、糖価安定事業団ということとそれぞれの機能を持つて存立をいたしてゐたわけでございますから、それなりの存立基盤というものは当然あつたと思ひますけれども、いま申し上げましたやうな、行政の刷新といひますか、機構改革といひのが国民的な要請でもございまして、その線に沿ひまして、非常に共通性もあることから、ここは一緒にしようということにしたわけでございます。

ただ、いままでやつておりました業務は新事業団にそのまま引き継ぐということとございまして、業務の面におきまして、いささかも、その面で後退するとか、支障を来すというやうなことはないやうに措置をいたしたいと考えております。

○村沢牧君 両事業団の統合は、業務はそのまま引き継ぐけれども、さりとて、統合したからといって、機能が強化をされ運営がより効率的になるとは思われぬ。このメリットについても先ほど必ずしも明快な答弁をいただけなかつたわけでありまして、強いて言うならば、役員数の減るといふことなんです。常勤役員十二人を九人にする、非常勤役員五人を三人にすること。これによつて節約できる経費はどのくらいなんですか。

○政府委員(二瓶博君) 役員数の削減に伴う経費節減額でございますが、平年度ベースで四千七百万円でございます。なお、五十六年度につきましては、十月からの統合を考えておりますので、いわば半年度ベースになるわけでございます。二千

五百萬円の経費節減、かように考えております。
○村沢牧君 役員の数減らすことによつて平年度ベース四千七百萬節減になる。四千七百萬という大きな感じがするんですけれども、全体の予算から見ればどういふことなんでしょうか。蚕糸事業団、糖価安定事業団の全体の予算幾らの中で四千七百萬なのか、あるいはもう一つは、その中の一般管理費が幾らの中で四千七百萬なのか、その辺はどうなんでしょうか。

○政府委員(二瓶博君) 全体の蚕糸事業団あるいは糖価安定事業団等の予算の中から見て、今回統合になった場合のこの四千七百萬というふうなのは、金額としては、ウエートとしては非常に少ないものであるというふうに考えます。しかし、やはり今後とも長期的な目でこの効率化の問題については考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解を得たいと思います。

○村沢牧君 幾らかということ聞いています。

○政府委員(二瓶博君) 先ほど申し上げましたように、平年度ベースで四千七百萬の経費節減になるというところでございますが、これを新事業団の一応平年度ベースの経費というところで見ました際に、運営費のベースでは四・三％に相当をいたします。それから、人件費という角度でなめますと六・一％という数字に相なります。

○村沢牧君 両事業団の全体の予算あるいは運営費の中で占める率は、両事業団を統合しても財政的にはきわめて微々たるものだ、こういうふうには指摘せざるを得ないんです。

そこで、両事業団を統合して現在異なつた場所にある事業団が一本になる。そうすると、将来、同じ建物の中で新しい事業団は仕事をすることになるんですか。

それともう一つは、新事業団の役員は、常勤が九人で非常勤が三人になりますけれども、役員はすべて両事業団に關係をしてくるのか、それとも蚕糸、砂糖に分離をして責任を持つてくるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○政府委員(二瓶博君) 事務所の關係でございませうけれども、これは両事業団統合の趣旨からいたしますと、新事務所を手当てして統一的に新事業団の業務を行うということが望ましいことは言うまでもないわけでございます。ただ、新事業団の設立時に、この十月の時点になります、直ちに新事業団の事務所として適当な規模の事務所を手当てするということは現実問題としてなかなかむずかしいわけでございます。したがって、当面は両事業団の現在の事務所におきましてそれぞれの業務を行うということになるわけでございます。しかし、この新事業団設立後できるだけ早期にこの新事業団の手当てをするということは当然考えなければならぬわけでございますので、その辺につきましては今後大いに努力してまいりたいというふうに思っております。

それから、役員の配置といひますか、任務分担の關係でございませうが、役員につきましては、新事業団におきましては常勤役員、これを九人というところで、現在の両事業団プラスした十二人を三人減らした九人にするわけでございます。そのうち理事長と副理事長と監事、これで三名になります。これを除きました六名の者につきましては、新事業団が両事業団の業務をそのまま引き継ぐというところからいたしまして、それぞれ蚕糸、糖価両事業団の役員の任務を分担するというところに相なるわけでございますが、それでは具体的にいまいどういふ分担關係にしてどういふ人をどうするかという具体的な配置につきましてはこれは今後詰めていくことになるわけでございます。

○村沢牧君 役員の具体的所管事務を、業務を分担することはあり得るとしても、新しい事業団の役員ですから、やっぱり常勤役員、非常勤役員は両方の事業団に対して共同の責任を持たなければならぬというように思いますが、別々になるんですか、役員の責任も。

○政府委員(二瓶博君) ただいま申し上げましたように、具体的な配置につきましては今後詰める

くちやならぬわけでございますけれども、現在理事長なり副理事長あるいは監事、こういうものを除きました方が両事業団で七名おります。これが六名になるということもございませう。それからもう一つは、現在の事業団の分担關係におきましては、非常に業務的なものとそれからやや総務的なもの、経理的なものがございます。そういうことで、やや総務的なものはこれはダブるじゃないかという問題もあるかと思ひますので、そういう面も頭に置きながらこの配置の方は考えなければならぬのではないかとこのように思ひます。

○村沢牧君 くだいようでございませう、それでは蚕糸事業団に關係する役員は、蚕糸のことだけについてこの事業団の責任を持てばいいということとまではいいませんが、あるいは糖価に關係する役員は、糖価のことだけについて責任を持つんだと。事業団は一つなんです、それはどうなるんですか。

○政府委員(二瓶博君) 新事業団の役員は当然これは新事業団としての役員であるということでございますけれども、この役員の職務及び権限というところにつきましては法案の十五条にも書いてございませうけれども、たとえば「理事長は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。」ということ、一応「理事長の定めるところにより、」ということ、業務をそれぞれ分担実施をするというところに相なるかと思ひます。その辺の具体的な分担關係というものは今後詰めていきたい、こう思つておるわけでございます。

○村沢牧君 委員長、行管庁長官を呼ぶようなことを要請して、時間も来ているようですが、どうなんでしょうか。

○委員長(井上吉夫君) 暫時休憩いたします。
午前十一時六分休憩

午前十一時八分開会
○委員長(井上吉夫君) 再開いたします。

○村沢牧君 両事業団が統合して、新しい事業団は従来の事業団の一切の権利及び義務を引き継ぐわけでありませうが、統合することによつて職員労働条件に不利益を与えてはならないわけですね。労働条件は労使の交渉によつて決まることは承知をしておるわけでありませうけれども、蚕糸事業団では、新事業団への移行に伴つて労働条件に關する確認書を労使で取り交わしておるわけですね。したがって、農水省としてもこれを実行させるように配慮すべきである。あるいはまた、糖価安定事業団においてはこれから労使の取り決めのされる場合においてはこれまた実行させなさい、ということについてどういふ指導性を發揮されるんですか。

それからもう一点は、二つの事業団は労働条件が異なつてゐるわけなんです。しかし、新事業団になるんですから今後はなるべく一本化することが望ましい。その際も、低いところへ押しつけるのではなくて、やっぱり労働条件の改善を求めていく。特に蚕糸も糖価も、この特殊法人は他の特殊法人と比べて労働条件は低いと言わざるを得ないんですけれども、新事業団に対して労働条件を改善するというように農林水産省としてはどういふ指導をし、あるいはどういふ責任を持ちますか。

○政府委員(二瓶博君) まず、蚕糸事業団におきまして、ことしの二月二十八日に労使間において確認書というものが取り交わされておるといふことはこれは十分承知をいたしております。それから、糖価の方につきましては、労働組合自体ができましたのがことしの三月の末というふうな聞いております。したがって、蚕糸の方の確認書といひますものは、これは新事業団が統合されました場合におきましても新事業団の方に引き継がれるというふうな思つております。今後の労使間の合意によりまして変更があるということがない限りにおきましてはそのまま承継されるものと理

解をいたしております。

それから両事業団の労働条件の関係でございますが、これは個別に見ますという、それぞれ両事業団の経緯等もございまして若干の相違があるというところは事実でございます。しかし、統合することによってございまして、統合後は両事業団の職員が一体となりまして効率的な業務の運営に携わっていくということが当然必要でございます。したがって、両事業団職員の労働条件につきましては、これは考え方といたしまして一本化されることが望ましいと、かように考えております。しかし、なかなかこれは早期に一本化されるということはいろんな問題があるようでもございます。現在両事業団の労使間で話し合いが行われていると聞いておりますけれども、今後の統合までの間にまだ間もございまして、十分話し合いが行われるものと考えております。

一本化に当たっての調整の考え方でございますけれども、これは当然労働者及び使用者双方が十分納得のいくものでなければならぬというふうに思いますが、それから国の財政事情なり他の特殊法人との均衡という面から見て適切なものであるということがやはり必要であらうかと考えております。ただいまのお話では、他の特殊法人の面よりも労働条件等が必ずしも有利でないようなお話もございしますが、これはどういう見方で見るのかという具体的なものがないとわかりませんので、一概に不利というふうにも言い切れるかどうか疑問がございしますが、ただいま申し上げたような考え方が調整の場合の基本ではなからうか、かように考えるわけでございます。

○村沢牧君 他の事業団と比べて、蚕糸にしても糖価にしても労働条件が悪い、賃金において、その他の待遇において、これははっきりしているんです。それはあなたたち調べていないんですか。もつともそのことはあなたに聞いてもわからないというふうに思いますが、ちょうど松元参考人がおりますから、あなた、蚕糸事業団に関して他の

事業団と比べてみて——糖価と比べるんじゃないです、ほかの事業団と比べてどういうふうに見ていいますか、労働条件の関係で。

○参考人(松元威雄君) 労働条件と申しますといろいろあるわけでございますが、一番中心はいわば給与体系と申しますか、俸給表と申しますか、このつくり方の問題もございまして、あるいは勤務時間でございますとかあるいは福利厚生でございますが、それはほかの事業団もいろいろございまして、一番いいものを部分的に一つずつ取り出して比べますとそれは多少の差はあるかもしれませんが、少くくらいな項目で違ってくる面もございまして、ただ客観的に見ました場合に、私の場合はそれほど差があると思っていないわけでございますが、これはまた比べる相手もございまして、さらに私も十分労使間で話し合いをいたしますが、非常な懸隔等は私は考えていないわけでございます。

○村沢牧君 そのことについて指摘をしていると時間もかかりますが、後ほど他の委員からもまた指摘がありますから私はその程度でとめておきますが、ともかく蚕糸にしても糖価にしても、特殊法人はたくさんありますけれども、これはよくはないんですよ。格差があるんです。だから、せっかく統合して新事業団にするんだから、この給与条件の改善を求めていかなきゃいけない。そこで、局長がいまいろいろ答弁をしておりますけれども、やっぱり労働条件は、局長最初に言われたように、労使の交渉によって決まるものである。新事業団の理事長がだれになるか、役員がだれになるかわかっていないし、あなたがここでこういうふうにしなすなと言う権限もないはずだ。ただ、農林水産省としては、責任を持って蚕糸事業団なり糖価安定事業団が労使で取り決めたものについては新事業団が引き継いでやっていくんだと、そのやっぱり指導性と新事業団に対する要請をしなければならぬが、そのことの責任はとりまうか。

○政府委員(二瓶博君) 現在のそれぞれの事業団

で労使間で合意をしているもの、これは、さらに合意によって統合までの間に変更されることのない限りにおきましては当然新事業団に引き継がれる、またそのように指導すべきものと、かように考えております。

○村沢牧君 責任をもつてひとつ指導してください。

それから、蚕糸事業団は法律によって利益金の一部を蚕糸振興資金として支出をしているわけですが、統合後もこれを継続していくことはこれは当然のことでありまして、五十五年度はこの貯金から二十億四千万ぐらゐ支出しているわけですね。蚕糸事業団の財政状況から見ればこれは局長の答弁になりますか。その辺についてはこれは局長の答弁に任じますか。

○政府委員(二瓶博君) 蚕糸振興資金の設置、それからそれを活用した助成事業につきましては、これはまた統合後も従来どおり実施していくというところでございます。ただ、ただいまお尋ねがございましたように、この助成事業の規模等についてでございますが、その財源になります中間安定等勘定におきまして利益金、この発生が今後当分、いまの蚕糸情勢からいいますと当分の間は見込めないというふうな考えられます。したがって、当面五十五年度のような——五十五年度は大体二十億ぐらゐの規模で助成事業を考えておるわけでございますけれども、この五十五年度のような規模の実施はなかなかむずかしいというふうな考えておるわけでございます。

○村沢牧君 だから、先ほど私が指摘をしておりますように、蚕糸事業団の機能が強化をされ、適切な運営がされないうような補助金も出てこないというところになっちゃうんですね。せっかくこの事業団を統合して新事業団を発足しても、これはいままで出しておったような補助金が余り出てこない。これはデメリットじゃありませんか。これは統合に関係あるなしにかかわらずこういうことになるかもしれないけれども、しかし、そのた

い、そのように思いますが、どうですか。

○政府委員(二瓶博君) この助成事業の関係でございますけれども、これは日本蚕糸事業団というところで仮に統合をしない場合におきましても、現在の蚕糸情勢からいいますと、やはり当分利益金の発生というのが見込めないと思えます。統合した場合におきましてもそのまま引き継ぐわけでございますので、同じ状態であるというふうな思われるわけでございます。したがって、この五十五年度のような規模の実施は困難でございすけれども、助成事業はやはりやっていきたいと思っておりますので、助成事業の有効かつ効率的な実施ということに十分配慮をしたいと思います。

○村沢牧君 その助成金を交付できるような状態に蚕糸事業団を持っていくにはどうすればいいと思うのですか。どうすればそういうことになるんですか。

○政府委員(二瓶博君) 結局、この中間安定等勘定における利益金が出てこない、当分は見込めない、こういうのが基本になるわけでございます。したがって、現在糸価が低迷をしておいて買入支えを今後とも続けていかなければならぬというふうな形のままで推移すれば当然そうなるわけでございます。したがって、基本的にはやはり絹需給のバランスをとるというのを考えまして、糸価が中間安定価格帯の中で浮上するといいますが、幅の中で浮上するようないかなる形で事業団の売りの方も出てくるというふうなことがありま

せんと、なかなか利益というものは出てこない、かように思っているわけでございます。したがって、絹需給のバランスをとるということに今後ともいろいろな施策を集中をいたしまして努力をしていきたい、かように考えております。

○村沢牧君 この統合についての質問をこれ以上続けていくためには、行管がおなくてはならないと思います。行管が来るとなると問題が先ほど戻して、当面をする糸価安定問題について

きものだと、かように考えるわけでございます。

したがって、この価格政策の面におきましてもそういう絹需給のバランスをとるということに資する方向で考えるべきではなからうかと、こう思っておりますが、ただ価格につきましては、やはり法の定めるところによりまして決めなければならぬというところは当然でございますので、あらゆるものが価格政策一つだけで全部解決し得るというようなふうには観念をいたしております。

したがって、この基準糸価につきましても、法の定めるところにより、算定をし、蚕糸業振興審議会にも諮りをして適正に決めたいと思っておりますが、さらにそれ以外に、生産対策面等においても所要の措置も必要になる場面も大いにあり得るというふうには私は理解をいたしております。

○村沢牧君 生産体制を総合的にいろいろと政策を考えていくことによつて需給のバランスもとれてくるのだと。そうしてくるならば、何も糸価を下げるのだ、下げなきや在庫が一掃できないのだ、あるいは需要が伸びないのだ、そんな大げさな宣伝をすることもないし、またそんなことをまず第一次要件として考える必要はないと、そのように思ふんです。局長の答弁を聞いておると、何もそんなに基準糸価を下げるのだ、下げるのだと宣伝しなくたっていいんだし、下げなくたっていいやうな気がするんですけれども、どうなんですか。

○政府委員(二瓶博君) 基準糸価を下げる話は、まだ検討中でございますので決定をしておる話じやございませんけれども、ただ問題は、現在事業団に三月末で十四万八千俵、一千万枚の着物の原料相当分が積み上がつておるわけでございまして、さらに今後も買入れ枠を設定いたしておりますので、これがふえていくという姿でございまして、問題は、これが現在の実勢糸価等の推移、こういうところからいいますと、そのまゝいけばますますこれは事業団の方の在庫は積み増しになるということでございます。したがって、こう

いう姿でいつまでも進みますれば非常にゆゆしい事態に達するを得ないということが考えられるわけでございまして。したがって、やはり今後この買い上げというやうな姿のものが積み増しがなくなる、さらにまたなくなるだけではない、実勢糸価が浮上いたしまして中間安定帯の相当のところに行くというやうなことになるならば、逐次マル実の輸入糸なりあるいは一般輸入糸、国産糸というやうな順で出ていくという、そういう状態を早くつくり上げるべきであらうということでございます。いずれにいたしましても、この据え置きという角度でいきますとそういう事態になるのではなからうかということが一番危惧されておるといふことでございまして。いろいろな面でも基準糸価については鋭意検討いたしております。

○村沢牧君 需給のバランスをとるというために、糸価についても、必ずしも下げるとは言っておらないのですが、下げたいという気持ちは言っておるわけですね。なるほどこの絹の需要は減少した。私はこの減少したことは、一つには国民が着物離れになったことも事実であらうし、あるいは絹製品が高価なことによつて、現在の国民所得の中からなかなか手が出ないということもあるというふうにも思ふんです。一体、それではたとえば着物なり絹織物に例をとつてみても、本当に糸価が高いから市場価格が高いのか、そういうふうには言えないというふうには私は思ふんです。確かに着物一着が三十万も五十万もするので、着物離れになることはこれは当然なことだと思ふんです。それは原料の糸が高いからこういふやうに着物が高いのか。そうじゃないんだと。五十万の着物でも生糸の原料代はわずかに一万三千円程度のものである。基準糸価を千円に下げたとしても原料代は千円とは下がりませんのだから、問題は流通の仕組みなんですよ。こうしたことを改善せずして生糸の消費拡大なんということはできないと思ふんです。その辺はどうなんですか。

○政府委員(二瓶博君) ただいま先生からお話でございますように、最末端の製品、これに占める糸

代、これは確かにわずかなものでございます。高級な振りで等々にいたしますと、二・五％程度のものというふうになります。ただ問題は、最終製品に占めます生糸代というものはごくわずかでございまして、この生糸を直に消費をいたしますものは実は機屋さんでございまして。この機屋さんが製造いたします白生地、これに占めます糸代といふものは振りで六〇％といふこととかなり高いわけでございまして。したがって、機屋さん等にとりましては、この生糸価格がどうなるかというところは非常に採算上重要な意味を持つてくる。したがって、その消費量に大きく影響をすることがあるわけでござい

ます。したがって、この機屋さん以降白生地問屋なりあるいは染加工業者あるいは問屋、小売店、流通過程はいろいろあるわけでございまして、逐次そういうものが、この糸代がどうなるか、下がれば下がったということ、それが最終的には逐次最末端の方の末端商品にも影響が及んでいくということで、需要拡大という面での効果はあるかと、かように考えております。

○村沢牧君 中途半端になつてやりにくいんですが、ちよつと私、委員長に聞きますが、行管は何時から何時までおるのですか。ずつといふんです。

○委員長(井上吉夫君) 最後までおります。

○村沢牧君 そこで、事業団の在庫が非常に多くなつて、このことがいまの蚕糸業の危機を及ぼしている。これもそういうふうに見えるというふうにも思ふんですけれども、松元参考人にお尋ねしますが、蚕糸事業団の在庫が増加した原因は何であるか、どのようにお考えになりますか。

○参考人(松元威雄君) 事業団の在庫というのは、これは需給の結果であるわけでございまして、したがって、それを要因として考えてみますと、何と申しましても、第一は需要が減少いたしているわけでございます。これは絹全体の需要、それからその中における生糸の需要、絹全体でございまして、生糸以外に絹糸でございまして、あ

るいは織物もございまして、絹全体の需要の減少、その中における生糸の需要の減少という、これが一番大きい問題でございまして、生糸について見ますれば、過去二年間に約三割減少いたしましたのでございます。

それから、それに関連いたしまして輸入の問題がございまして。輸入につきましても、これは二国間協定を中心としていたしまして、そのほかあわせまして、生糸は一元輸入でございまして、それ以外は輸入貿易管理令によりまして、いろいろ輸入の調整をいたしているわけでございまして。二国間協定におきましては、これは過去の経緯もございまして、過去の事情を見ながら政府が年々お決めたにたつたわけでございまして、このような需要の減少からいいますと、あるいはまた生糸以外の絹糸、絹織物の輸入という問題もございまして、これらの輸入の量からして、結果といたしまして、輸入量が多くなるといふこと。それから、国内生産は微減でございましたから、主として需要と輸入という要因によるものと考えております。

○村沢牧君 いま参考人が言われたように、事業団の在庫が多くなつたといふことは、結果としてやはり輸入が多かつたといふふうには聞いたわけですが、そこで大臣に質問しますけれども、事業団の在庫の推移を見ますと、五十四年の三月末の在庫は五万二千俵であつたわけでありまして、本年の三月末は十四万八千俵、この二年間に九万六千俵も増加したんです。増加の内訳は輸入糸が五万六千俵、国産糸が四万俵であります。また十四万八千俵の在庫のうち七五％は輸入糸なんです。需要が落ち込んで事業団が売り渡しができないときにはこれは輸入を大幅に削減すべきでありますけれども、それができなかったこと、また、しなかつたところに今日在庫が増加したという最大の原因があるというふうに思いますが、大臣はどういうふうにお考えですか。

○国務大臣(岡岡高夫君) 村沢先生御承知のように、これは生糸は自由化されておるわけでございまして、そして法律によつて一元輸入制度をとつ

ておるわけでございます。したがって、外国からの絹織物は貿易管理令を三年ほど前に発動しまして、極力、農産物としては最大の努力をもって、この生糸のあるいは絹織物の輸入に対する規制措置というものを講じてあるわけでございますけれども、五十四年までは最大の努力をしておりましたけれども、相当入っておったわけでございます。

そこで、私も就任いたしましたから、これは大変な、このまま放置しておけないということで、その事情を韓国並びに中国によく話をいたしました。昨年は五割の減という、これは本当に折衝するには血の出るような思いでやっただけでございます。絹織物の方は三割減と。普通常識で考えられない折衝をさせていただいて、それでもまたも将来長い目で見た際には、ここ二、三年の間がまんしていただきたい、こういうことで輸入量の半減をいたしましたわけでございます。

しかるところ、事業団に入つたものは、糸価がちょっと高くなりますと、実割りでもって輸入した糸等は三万俵出せるということが別途ありますので、それでぐつと出せるわけでありまして、ところが、糸価が何しろもう一万七千四百円前後に低迷してしまひまして、それ以上にもうどうしても上向かないということが二年間も続きまして、生糸が一俵も事業団から出ていかないと。この一月、二月に少し糸価が回復しかけたもので、生糸が一俵も事業団から出ていかないと。この一月、二月に少し糸価が回復しかけたもので、生糸が一俵も事業団から出ていかないと。

すから、たしか一月に千俵、二月に千俵放出いたしましたわけでございます。しかし、これがまた悪材料になりまして生糸の相場がたんと下がる、こういうことで、そういう事情が相重なりと同時に、製糸はどんどん引いた糸をほとんど事業団に持つてまいるということ、さらに、五十四年の際の韓国、中国との約束の輸入糸が入ってきたというところで急速に事業団の在庫がふえた。同時にまた今後も、こういうような糸価状況でございますから、四月、五月は、絹織物の責任も製糸がやっておりますので、この分も四月、五月に買わなくちゃならないことになりまして、

これまた相当な数量が持ち込まれるということ、その辺に思い切った措置を講じませんと、蚕糸事業団の機能が円滑に動かないという状態が出てくるわけでございます。この点非常な苦慮をいたしておるところでございます。

○村沢牧君 一元化輸入、二国間協定で努力をしたことは認めるをいたしても、しかし、先ほど私が指摘をしたように、五十四年、五十五年で生糸の在庫が激増した。しかも二年間で輸入糸が五万六千俵も増加をしたんだ。これは一万八千俵しか売り渡しができないのに、実際輸入したのは七万四千俵も輸入しておったからこういうことになったんですよ。ですから、今日このような事態になるということは、すでに二年も前からわかつていたことだと思ふんですよ。私は、毎年この蚕糸問題について当委員会に質問をしてよく指摘をしておるところであります。こういう状態が来るのではないかと、だからもう切つて、生糸はもうろんのこと、絹織物についても輸入措置を政府として積極的にやらなければならぬ、やるべきだと、こういう要請をした。あるいは蚕糸関係の団体も、在庫がなくならない輸入ストツプしてください、こういう要請もしていたんです。そのことについて政府がやっぱり努力はしたけれども努力が足らなかった、適正な措置が打てなかつた、この結果であるというふうに思いますが、どういうふうに思ふんですか。

○国務大臣(亀岡高夫君) その点は政府のやっぱり需要の見通しの誤りという点を率直に認めざるを得ないわけでございまして、不景気で需要が伸びなかつたからという逃げ口上もあるかもしれないけれども、しかし、やっぱりここで政府が本当にその責任を感じて思い切った処置を講じなければ、にっちもさっちもいかないという状態に踏み込んでやつてから処置をとったんではもう本当にどうしようもない。いまならば何とかその処置ができるんじゃないか。

たとえて申し上げますと、五月から二国間協定が始まります。韓国は、もう去年はほとんど一俵

も日本に実際に売っていないんだから、五十五年に約束した分は少なくとも入れてほしいと言ってくるに違いありませんし、中国も同じことを言うてくるに違いありません。そういうのに対して、これをやはり相当強い姿勢で、ある意味において二、三年待つてくだされと、もう全量待つてくだされと、日本の立て直しをするまでは待つてくだされというくらい意気込みで外国との折衝をしないと、日本のこの繭糸中間安定価格による制度を保持しながら養蚕業を進展せしめていくという処置があるいは困難になつてくるのではないかと、こういうふうに考えるわけでありまして、何としてもやっぱり日本の農業の宿命とでも申しますか、外国から入ってくる農産物、これについては、私は今度の擬製乳製品の一つの経験しかございませぬけれども、やっぱり日本の実情をよく話して、そうしてともに生きていく道をお互いに講ずるという話し合いをことなまでやれば、ある程度こう理解し合えるんじゃないかなと。

これは去年韓国、中国とも五割も実は減らしたもつたという経験と今度の擬製乳製品等の経験からかんがみまして、やっぱり日本の農政というのが日本の農業者のたすけを考へなければいけないんだということを相手の国々にもわからせる。これはもうどんなことをしてもわからせなきゃいかぬと思ふんです。

そうじゃございませんと、この間もニュージーランドの総理が来まして、ニュージーランドは自動車やテレビやそういうものをどんどん日本から買つていて、日本は自動車をつくりテレビをつくる技術が上手だから、いいものをつくらせてくれるからわれわれは買ふんだ、われわれはバターやチーズや、そういう畜産物のつくり方は日本よりうんと上手だ、だから、日本はそれをやめてそうしてニュージーランド物を買ふべきじゃないかと、こういうことを総理大臣が言うわけ。買わない方が悪いみたいなことを言うわけですね。それからこつちは、いやそれはちよつと待つてくだされ、日本だつて牛を飼う権利はあるはずで

と。やっぱり自衛のために国会でも決議をしてもらったんだから、そのところはよく間違ひないでもらいたいということをこつちも負けずに言うわけですね。そうすると、まあやむを得ないといううような顔をして一時そこではもうこまを引つ込めてくれるわけですね。そういうふうにしてだんだんと話し合いをしていく。

そういう意味においても、やっぱり日本は農家もこうして苦労しているんだ、だから、苦労しているその苦労の状態を理解してほしいということ、を相手に今度は言つてやらなければならぬ状態にこつちは私は来ていると思ふんです。その際に、相手を納得させるための方策は何かというと、日本は日本だけうまいことやつておつて何にもしないでおつて、そうしてわれわれにだけその犠牲をかぶせてくるというのは貿易上思ひやうのないじやないかといううな攻め立て方をしてくれまじすとなかなかこつちも踏ん張りにくい、こういう事情もありますので、確かに輸入に関しては、貿易管理令の発動並びに生糸の一元輸入の立法をちゃんとさせていただいておる中でありますので、そういう点は十分政府としても今後考へていかなければならない、こういうことで、実は私も就任以来事務局を監督して外国との折衝もしておると、こういう事情でございます。

○村沢牧君 大臣が今後さらに積極的に取り組んでいこうという気持ちのほどはよくわかります。しかし、いままではこういうことであつて努力が足らなかつたからまことに申しわけないということだけで済まされる問題じゃない。そこで、大臣は時間があるようでありまして、大臣が出かける前に一点だけ質問しておきますが、今日のように事業団の在庫が多くなつた、あるいはまた絹織物の在庫も非常に多くなつたということは、これは政府に責任があるとしても、養蚕農家や製糸家に責任がある問題じゃない。在庫が多くなつたから皆さんひとつがまんをなささい、生糸も値段を下げますよということでは、どうもその辺が納得できないんですけれども、皆さ

ん方のいままでの行政のやり方が欠陥があった、努力が足らなかった、そのことを生産者に押しつけるようなことがあつてはならない。その辺は大

臣どういふふうにお考えですか。

○国務大臣(亀岡高夫君) その辺になりますと、なかなか、これは政府は確かに責任もあり、しかも国会で立法をしていただいてその法律を忠実に実行していかねばならぬという責任もあり、そのためにとにかく十五万俵近い金を相当高い金利を払いながら借金をして、大蔵省から金を借りて、そして買入れで価格安定の措置をとつておると。これも政府の責任を果たさんかための一つの法律で示された大きな方策の一つであると。したが

なかなかにこの気持ちが党の方でもわかつていただけまんで、いまいろいろ話し合いを続けさせていたいただいておりますのが現状でございます。

○村沢牧君 大臣は時間があるようですが、また大臣お帰りになつてから御質問しますから。

それではまたもとへ戻つて、行管が来たようです。法律について質問してまいります。

委員長に要請しておきますが、私ども国会の審議ですから、向こうの答弁の人の都合によつてあつち行つたりこつち行つたり、そんな質問をさせないよう、今後委員会の運営に委員長として十分留意してください。

そこで、行管が参りましたから、行管に関連をすることにしてお尋ねしますが、行政改革は私は単なる機構いじりであつてはならないと思つて

です。特殊法人を統合することによつてより機能が充実し、財政的にも経費を節約し、そのことが国家財政にもあるいは出資をしている民間にも寄与するものでなくてはならないと思つて、その

のですけれども、その辺について行管としてはどういふふうにお考えですか。

○政府委員(堀内光雄君) 村沢先生のお話よくわかるわけでございますが、現在の財政再建という非常に厳しい状況の中で行政改革に取り組むわけでございますので、そういう意味から考えますと、経済成長が非常にいまのように減速化してまいつておりますときには、高度成長のときに肥大化した問題に対して、やはり財政構造の悪化したものをどうやって切り詰め、改造していくかということになつてまいるといふふうに思ひます。それだけに、でき得ればそれは行政全体のサービスを拡大した中でさらに財政再建ができれば一番いいことであると思ひますが、現状ではやはり人的な問題あるいは財政の問題、そういうものを切り詰めた上で財政再建、行政改革を行わなければなら

に寄与するものだ、その趣旨の答弁があつたわけでありまして、そのためには特殊法人を統合して新しい法人をつくつていく。いろいろなやつぱり改革をしなければならぬというように思ひますが、私は、この際人事構成にしても思い切つた改革をしなければならぬ、こういうふうな指摘をし、質問したいといふふうに思つております。

つまり、役員や幹部職員は一体特殊法人はどうなつていくのか。蚕糸事業団について申し上げますと、蚕糸事業団は、役員六人のうち四名は農林水産省の天下りである。この事業団は民間も出資をしているから、民間登用の役員もいなければいけないわけでありまして、これは二名なんです。部長級は、六名のうち五名が農水省、大蔵省の天下りであります。しかも、そのポストはいわゆる世襲制なんです。糖価安定事業団は、役員六人のうち五人が農水省の天下り、内部登用が一名。部長クラスは、一等級が十二名のうち九名が農水省、大蔵省が三名、内部登用なし。二等級の課長相当は十名のうち二名が農水省、大蔵省が三名、内部登用が五名。三等級になつてまいりますと、二十七名のうち六名が天下りないし出向だと、こ

ういう形になつていくわけですね。蚕糸事業団は昭和四十一年にできた、糖価安定事業団は昭和四十年に設立をされておりますから、すでに十五年以上の歴史も持つていらっしゃるわけなんです。したがつて、内部の職員の中にも優秀な人材や、あるいは管理職としての適格に達しておる人が多数おる。

しかし現実を見ると、内部登用の人は五十歳くらい過ぎないと課長にも課長補佐にもならないような現状なんです。このことは、内部職員の勤勞意欲にも大きくつながつてくる。あるいはまた、事業団といふのはその業務の内容が民間にも関連してきますから、民間の人を役員に登用して新しい血を入れることも必要だと思ふんです。先日もち

の委員会に参考人をお呼びして、天下りの弊害についていろいろ意見を求めたところでありまして、けれども、弊害が大きいといふことを陳述をされておる。行管庁としてはこの天下り人事を一体どうい

うふうに思ふんですか。これは、ひとりい問題になつております蚕糸と糖価だけの問題じゃないんです。こまめでやつぱり踏み切つてやらなきゃ、皆さんが言われるような行革はできないのじやないか、あるいは経費の節約にならないのじやないですか、どうなんですか。

○政府委員(堀内光雄君) 蚕糸並びに糖価の方の具体的な問題につきましては、事務局の方から御説明を申し上げますが、基本的に特殊法人の役員人事についてどういふ考え方を持っているかといふことをお答え申し上げたいと思ひます。

役員の人選、給与につきましては、閣議決定等に基づきまして厳正な運用、適正化を行つていかなければならないということで、その方針どおり厳しい姿勢で取り組んでいくつもりでございます。特殊法人の役員につきましては、人材の活用という観点から、一概に天下りがいかぬといふうなことはいいかないだらうと思ひますが、五十四年の十二月の閣議決定に基づきまして、民間活力をできるだけ生かすという観点から、国家公務員出身者と民間出身者との比率を半々とするという目標をしっかりと定めて、総体的にはござい

ますが、そういう中で厳正な運用を行つていけるのが現状でございます。

そのほか、役員を選定に当たりましては、やはり五十四年の十二月の閣議の決定で、特殊法人相互間にたらい回しをしたりすることは、例外を認めるとしても一回限りだといふようなことも決めておりますし、そのほかいろいろ事務的にも決められておりますので、その点については具体的に説明をいたすようにしたいと思ひます。

○村沢牧君 時間がありませんから、基本的な考え方を伺ひまして、それに基づいて質問してまいります。

特殊法人に天下りやいわゆる渡り鳥、そういう人もあるやうですね。それから出向者が多いといふことは、他の法人にもあり得るけれども、しかし、余りに多過ぎると思ふんです。これでは特殊法人といふのは官僚の天下りや出向のために最

初つづいたようなものだ、こう言われたつてし
ようがないんですよ。だから、思い切つてそのこ
との、今後統合するんですから、新しい機構をつ
くるんですから、処置をしなければいけない。い
ま政務次官は、必ずしも役所から持つてくるんじ
やなくて、優秀な人材を確保するためにはこうし
たことも必要だというふうに言つたんですけれど
も、それならば優秀な人間が本省から出る場合
において、適任者をそのポストに据えればよい。そ
うじゃないでしよう、いま。本省の都合によつてポ
ストを決めているんだ、どこへ行くと。中には、
本省側からいつ何月ごろやるからというのでポ
ストをあけて待つていらっしゃるんですよ。こんなことが
あつちやだめだと思ふんですよ。しかも、私がさ
つき世襲制と言つたんですけれども、大蔵省が占
めたポストは大蔵省が次は来るんですよ、みんな
続いて来るんですよ。一体こういうことがいいの
かどうか。こんなことを許して行革なんて言えるん
ですか。そうして、いや事業団の職員の中には優
秀な職員はおらない、そういうふうに見えるん
ですか。私はつばな人はたくさんおると思ふん
です。その辺についてはどうなんですか。

○政府委員(堀内光雄君) ただいまの村沢先生の
御質問でございますが、いまの特殊法人の人事の
発令その他管理は各所管官庁において行ふこと
になつておりまして、その所管官庁に適正な運営を
期待するという形で私もよく要望をいたして
いるような次第でございます。したがって、いま
この後につきましても、ただいまの村沢先生のお
話のような観点からもよく要望、要請をしてま
いりたいというふうに思つております。

○村沢牧君 所管官庁にありますが、実際の
権限はそうだけれども、行革をするために行管庁
として一つの姿勢なり方向を出さなきゃ、各所管
ごとにばらばらやつたつてできるというふう
に思ふんです。やつぱり行管庁が、こういうふう
にやれ、やろうじゃないか、そういうことを閣議等
にかけたらどうですか。そうでなかつたら、所管
官庁に任じていたらいけないです。

○政府委員(堀内光雄君) そういう意味で行管庁
は厳しい姿勢のもとに取り組んでおりまして、先
ほどの五十四年の十二月の閣議決定もそういう趣
旨に基づいて私どもの方で行つたものでございま
す。

○村沢牧君 それでは、いま幾つかの特殊法人の
統合が、法案が出されておられ、論議されておるわ
けですけれども、新しい事業団をつくるときには
その趣旨をさらに徹底しますか、行管として。や
つてくれますか。

○政府委員(堀内光雄君) 同じように厳しい姿勢
で取り組んでまいります。

○村沢牧君 ぜひやつて下さいよ、またその結
果をいろいろな委員会でもつて見守つて、また質
問もしてまいりますから。

そこで、天下りの弊害というのはポストばかり
じゃないですね。先ほど政務次官は、財政再建の
ために大いにやつてもらわなきゃならぬと。そう
だつたら、やつぱり財政再建に寄与するようにし
なければいけない。

私はここで具体的に申し上げますが、蚕糸事業
団の理事長がおつて大変恐縮ですが、これは正規
の委員会でございますから了解してもらいたいと思
ふんですけれども、蚕糸事業団理事長は前回は
農水省の農畜園芸局長、その後農林年金の理事で
すか。昨年の十二月調査によると、在職二十九
月で、退職するといふと、報酬月額が七十九万五千円、
退職するといふと、退職金は五百七十二万四千円
も。農水省の近畿農政局長であつた理事は、在
職が六十八カ月で報酬は六十二万五千円、退職
するといふと、退職金は六十二万五千円という
ふうになっております。

これは私は二つの例を挙げたんですが、す
べてがこういうことになつていっているわけですよ。
この皆さん方は現職におるときにりつぱな活動
をし、退職金ももらえて、年金ももらつていらつし
やる方々だと思ふんですね。一体、財政的に考
えて行政改革をするというんですが、こういう状態
でいいでしょうか。どういふふうにかえておりま
すか。

○説明員(石坂匡身君) 特殊法人の退職金の問題
につきましましては、五十二年の閣議決定をもちま
して、民間実態調査の結果措置を講ずるというふう
な閣議決定が行われております。それで、人事院
の調査をいたしました結果、これを五十二年に
正したわけでございます。その後も見直しをすべ
きであるというところでございまして、最近におき
ましても人事院調査を行いました結果、これは民
間とさしたる格差がないというところでございま
して、五十二年に俸給月額掛ける在職月数掛ける百
分の四十五を三十六に切り下げたわけでございま
すが、現在はその水準にあるわけでございませ
ん。

○村沢牧君 いま調査の結果、民間と格差がない
というふうなお話があつたのですが、たとえば民
間に奉職する場合においては、この人は年金を幾
らもらつていて、給与の中から年金相当分を差し
引いて給与にしている、そんな例がたくさんある
んですよ。あなたたち何を基準にして民間と比較
しているか知りませんが、やがてあなたたちも、
大変失礼ですが、こういうところに行かれ
るかもしれないけれども、どうしても国民感情
から見たつて納得できないんですよ。これは蚕糸
事業団の例をいま挙げたんですが、蚕糸だけの問
題じゃない。特に大蔵省の天下りの給与がひど
いんですよ。聞くところによれば、大蔵省の天下
りを基準としてほかのところは決めている、そんな
決り方があるんですよ。

○説明員(石坂匡身君) いま申し上げました退職
金の調査は、これは公平を期するために人事院で
調査をいただいた結果を使用して結論を出したと
いうふうに聞いております。結論を出しましたの
は、この所管自体は行政管理局でございます
で、主計局の方でございます。

○村沢牧君 このような結果でありますから、た
とえばこの経費を節約するといつてもどういふ形
になつていくのか。役員の給与と職員給与と比
較してみると、これも蚕糸事業団の例ですけれど
も、月額にしてみまると、役員は常勤六人、非
常勤二人で月額三百八十六万六千円の報酬です
ね。職員はどうか。職員は二十二人で四百四十二
万七千円なんですよ。部長六人はどうか。部長
六人で二百三十四万三千八百円。つまり非常勤を
除く蚕糸事業団役員、数はわずかですよ、常勤役
員が六人です。部長以下職員が三十五名ですね。
非常勤を除いて役員と部長の給与の総額は月額六
百十八万二千八百円、これ十二人ですよ。二十二
人の職員は四百四十二万七千円、こういう形に
なつていんですよ。これだけの少ない人員構成
の中でこの給与総額の実態の中から、これだつ
て国家財政にも影響してくる問題なんですよ。ど
ういふふうに思ひますか、政務次官。

○政府委員(堀内光雄君) ただいまの例が適正な
ものかどうかという判断はなかなかむずかしいの
でございまして、こういう問題につきましましては、
やはり先ほど申し上げましたように、所管官庁が、
人事、給与、退職金、役員の人員その他について
も所管官庁において検討の上、適正なものを行つ
ているというふうにかえられていくわけございま
す。そういう意味で、行管としては絶えずそれ
に対して監視を行いながら勧告を行つたり指導を
してまいつておりますが、現在のいまのお話がか
れがどういふようなものであるかについては、こ
こではちよつと判断がつかぬものなのでございま
す。

○村沢牧君 どういう問題があるかということに
ついてあなたに質問しているんじゃない。これは
実際の決算書から出ている数字なんです。事業団
から出した数字なんです。ですから、こういう実
態であるので――私は蚕糸事業団だけを責めてい
るわけじゃない。行管としてやつぱり統一した方
針でもつてこまめなやつぱりメスを入れなければ
いけない、やつぱり手を加えなければいけない。
そうしなければ各省庁ばらばらにやつていきま
すか、そのことについて私は聞いています。
○政府委員(堀内光雄君) いまのような事態にか
んがみまして、行管としては特殊法人に対して給
与の増額その他を据え置くように厳しく指導をし

てまいったわけでございまして、五十三年、五十四年、五十五年の三年間は役員の給与については据え置いてまいっておるわけでございまして、ただ黙視しているわけではないわけでございまして、積極的に取り組んでいることだけは御報告を申し上げたいと思います。

○村沢牧君　やはりそのポストへつければそれだけの給与は払わなければならないと思うんですよ。ですから、そういう高給者の天下りをポストにつけるんじやなくて、やっぱり民間からも登用したり、職員の中から登用したり、その機構をまず改めなければだめじゃないですか。そのことをこれは強く要請もしておきますし、行管にもせつかく来てもらったんですから、私は各官庁に任したんだと、農林水産省に任したと、農林大臣に任したんだというなら何も行管に求めても必要ない。だから、行管庁長官としてやっぱりそこまで目を配って統一した方針を出してもらいたい、このように思うんですが、どうですか。

○政府委員(堀内光雄君)　いまの数字についての御質問と思いましたが、いままでの各官庁の問題を申し上げてきたのでありますが、これから先の問題につきましては、非常に私も特殊法人に対する調査、指導、そういうものはさらに厳しくやってまいりたいというふうに考えておりますし、同時に、今度の臨時行政調査会、第二臨調におきましてもこの問題について積極的に取り組むをいたいただくようになっております。そういうものを答申を受けた中でこういうものに対して厳しい姿勢で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○村沢牧君　今度新しく蚕糸砂糖糖類価格安定事業団ができるわけですが、この新事業団の職員は百二十七名、これに対して常勤役員は九名置くというんですね。民間会社だったらこの程度の規模なら社長、専務、多くても常務を置いて三人の役員ということになるわけですね。非常勤も含めて十人ぐらいの役員の数はともかくとして、そのうち九名を常勤として置かなければならない理由は何か。これは農水省の政務次官。

○政府委員(二瓶博君)　新事業団におきましては、従来の両事業団合わせまして常勤役員十二人、これを九人ということで三名減というふうに考えておるわけでございます。

問題は、新事業団の役員この九人というのは多過ぎはせぬかという御指摘かと思ひます。われわれといたしましては、この九人のうち理事長、副理事長、監事、これを除きますと六人ということになるわけでございまして、両事業団の業務をそのまま引き継ぐということからいたしまして、やはりこの新事業団の業務の円滑な運用ということを目指していくという必要からいたしますというところ、この現在の役員の任務分担等も考え合わせますというところ、これ以上の削減は業務執行上やはり問題が多いのではないかとこのように考える次第でございまして。

○村沢牧君　これは局長に答弁を求めるのじやなくて、大臣に聞かざるはつきりしたことは出てこないというふうに思うんですが、当面は両事業団の業務を引き継ぐんだから、理事長、副理事長、監事三人を除いて六人が必要だという趣旨の答弁ですけれども、将来は減らしていくというふうなお考えは持っていますか。常勤の数を減らしていくという気持ちを持っていますか。

○政府委員(二瓶博君)　将来は減らすのかというお尋ねでございまして、この新事業団の糖価の安定なりあるいは繭糸価格の安定なり、こういう業務の重要性というのを考えますというところ、やはりこの九人の常勤役員は必要であるというふうな考えでおります。ただ、先ほど行政管理局の政務次官からもお話しございましたように、第二臨調等におきまして、さらにまたこの特殊法人の問題等につきましましていろいろ検討されると、かように伺っておりますので、政府として統一的な線がでてまいりますれば十分それに対応した措置は講じなければならぬであらう、かように考えております。

○村沢牧君　この事業団の役員の任命なり認可は

大臣が行うということになっていきますから、以下私が質問したいことは農林水産大臣がおらないと答弁にならないというふうに思いますので、大臣が来るまで私は質問を保留したいと思います。

○鶴岡洋君　農水省の方にお聞きしますが、行政改革の一環として昭和四十五年に行政管理局は、日本蚕糸事業団を廃止すべきだという意見を出されました。一方糖価安定事業団についても、四十五年に同委員会から畜産振興事業団と改組統合すべきであるとの意見が出されたわけでございします。それで、それから約十一年間経過したわけでありまして、それと今回のこの二事業団の統合というところで今国会に出てきたわけですが、しかし、この法案についてはいままでいろいろ意見が出ましたし、重複するところがございますけれども、私は法案の内容について納得できない点がある点がございますので、その点についてお伺いをしたいと思います。

この両事業団は、異質の事業団であるとか、それから木に竹を接ぐようなことにならないかと、食作物と畜物、そういう話もございましたし、砂糖は三割が輸入を自給して、片方の養蚕の方は三割が輸入をしていると。私はたたくつければいいというものではないと、こういうふうな思われたいというふうなことも、初めに両事業団の統合することになった経緯、先ほど申し上げたこととこの事業団を統合することになったのか、その辺をよく聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(二瓶博君)　統合の経緯でございしますけれども、実は政府におきましては、行政の刷新と適正化ということが強く国民世論としても求められてきておるという情勢を踏まえまして、五十四年に行政各般にわたります簡素効率化対策というものを進めるということになしたわけでございします。その際に、その一環といたしまして、政府全体として特殊法人の整理合理化ということも図っていくことに相なった次第でございします。したがって、農林水産省におきまして

も種々検討をいたしたわけでございしますが、一つは漁業共済基金、これを五十七年中に整理をするということ、それからもう一つは、ただいまいろいろ御審議をいただいておりますが、この五十六年十月を目途に日本蚕糸事業団と糖価安定事業団とを統合するという結論を得たわけでございします。そういうことで、よその省の関係もございしますが、そういうものも含めまして五十四年の十二月二十八日にその旨の閣議決定を行ったということでございます。

両事業団をなぜ選んだのかという向きにつきましては、これはただいま先生からお話ございましたように、畑作物関係の業務をそれぞれやっております、輸入調整業務の比重も高いというふうな共通点がございますので、統合によりまして行政改革の趣旨に沿った効果を期待し得るというふうな判断して統合に踏み切ったということでございます。

○鶴岡洋君　余りその理由がよくわからないのですけれども、大臣に本当はお聞きしたいんですけれども、政務次官がおられますのでお聞きします。私は日本の農業振興、特に養蚕業、甘味資源作物の生産と国内産糖製造事業については、両事業団とも今日までその使命と役割りを果たしてきた、貢献してきたと、こういうことは認識しているつもりでございします。ですけれども、特殊法人の中でも小さい、ごく小さい両事業団が行政改革の最初のやり玉というか、そういうことで政府の単なる都合合わせというふうな気がしてならないわけですね。いま局長から経緯、理由のお話ありましたが、政務次官としてこの統合についてどういうふうな認識されているか、その辺をお伺いしたいんです。

○政府委員(野呂田芳成君)　鶴岡委員御指摘のように、本来二つそれぞれありましてその使命を全うすることが一番理想だとは私も思っております。ただいま局長から私も申し上げましたとおり、やはり政府全体として行政機構の簡素化、効率化という大義名分がございしますので、そういう

った全体の要請にやはりこたえなければいけない、そういう前提がやはりどうしてもあるかと思うのであります。したがって、私もいふん苦慮したのでありますけれども、いま申し上げましたとおり、それぞれ畑作物関係の業務を行ってある共通点がある、あるいは輸入調整業務の比重が非常に高いという共通点がございますので、決して木に竹を接いだようなことにはならないじゃないか、そういう観点から、とにかく統合によりまして行政改革の趣旨に沿った効果を期待し得るということを優先して御提案を申し上げた次第でございます。

○鶴岡洋君 理由はつけようです、また必要なものは残しておかなきゃならない、またそういう行政改革という大事業の一環としてやるわけですから、わからないわけでもないわけですから、そこで、行政改革の目玉商品として補助金カットを実行しようとしております。この日本蚕糸事業団は自己資金と政府の出資金でやっております。

〔委員長退席、理事坂元親男君着席〕

糖価安定事業団の方は補助金と交付金、こういうことになっていくわけですから、そこで、この新事業団の場合は、行政改革の断行による補助金、交付金の削減は、この場合どのように措置をしていくのか、この点、局長いかがですか。

○政府委員(渡邊文雄君) 先生たまたま御指摘のとおりでございますが、現在糖価安定事業団は国内産糖の価格支持のために年間約三百億円の交付金をいただいております。それから、別途事業団の運営事務費として約十億円毎年国庫から支出を受けているわけでございますが、事業団の行っておりまして現在の国内産糖の価格支持のための業務は新事業団になりましてそのまま引き継ぐこととしたしておりますので、新事業団になりましてからも、ただいま申しました現在糖価安定事業団が国庫から支出をしております交付金あるいは補助金等につきましては、引き続きこれを確保していくというふうに考えております。

○鶴岡洋君 それでは、この新事業団が設立されて、午前中も同僚委員からお話ありましたけれども、メリットとか、メリットがなければこれは統合しないわけですが、メリットも、デメリットもある、このように考えるわけですか。デメリットの面では、先ほど言ったように異質と言われるものがある、それは確かに土から両方生えてくるものであると、こういうふうには言えませんが、それと、たとえば範囲から言えば養蚕の方は関東北部、それから砂糖の方は北海道と南の方、こういうふうになつておりますし、事業所も片方は十六カ所、片方は二カ所と、こういうふうないろいろな条件が違ふわけですから、そういうことで、さらにその給与の面であるとか、それから組合のできた経過も違ひますし、まあその上に日本蚕糸事業団の主管は農蚕園芸局、局長のところ、それから糖価安定事業団は食品流通局、こういうことになっていくわけですから、ここで新しい事業団ができて一軒に二世帯入るわけですが、この変則的な形の中で指導監督が非常にむずかしいのじゃないか。いま言ったような給料の面もあるし、組合の面もあるし、また待遇の面もあるし、そういうことで一括してどういふふうな指導をしていくのか、この点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(二瓶博君) 新事業団に對します行政庁の指導監督の関係でございますけれども、これは事業団の行います業務の指導監督については、まず蚕糸関係の業務部門、これにかかわりますものは農蚕園芸局において行つて、それから糖価関係の業務部門にかかわりますものにつきましては食品流通局において行つていくことにいたしております。それで、これら以外のいわゆる共通管理部門の指導監督という点につきましては、これは両局が協力をして行つていくようにいたしております。窓口は農蚕園芸局の方がやると、こういう形で考えておるわけでございます。

○鶴岡洋君 先ほどもこれはお話がありましたけれども、労使関係との間に確認書が取り交わされたと。この辺も先ほど答弁がございましたけれども、もう一遍確認しておきますけれども、新事業団ができてまだ理事長も決まっていないうわけですが、それと、それを必ずそのまゝ実行するということを御答弁願えますか。

○政府委員(二瓶博君) 日本蚕糸事業団におきまして労使間で二月の末に確認書の取り交わしをいたしております。当然この確認書は、新事業団ができましたらそのまゝ引き継ぐということになるものと考えております。

○鶴岡洋君 それではもう一つ、この統合によつて形としては簡素化になる、もちろん役員も減る、それはよくわかります。ですが、予算面においてどれだけのメリットというか、節約というか、出てくるか、この点はいかがですか。

○政府委員(二瓶博君) 経費面での節約の問題でございますけれども、これは常勤役員が三名減りますし、非常勤の役員が二名減るということがございます。したがって、これに伴います経費の節減額は平年度ベースで四千七百万円でございます。本年の場合は、十月からのスタートでございますので二千五百万円というふうに見えておりますが、そういう経費の節減がございまして、

〔理事坂元親男君退席、委員長着席〕

まあ経費的にはそうでございますが、あとは内部組織の面でも、共通管理部門の合理化あるいは出先の方の事務所の統合というふうな面でのメリットがある、かように考えております。

○鶴岡洋君 先ほども述べましたけれども、蚕糸事業団は資本金が六十億三千万円、これをもとに運営しているわけですが、一方糖価安定事業団の方は、先ほど申しましたように政府の補助金と交付金、また輸入調整金によつて賄われているわけですね。この統合案は、単に両事業団が価格安定という仕事をしている以外には類似点が見当たらないわけですから、そこで新事業団になつての統合のメリット、それから蚕糸砂糖糖類の業務の効率的運営、職員の待遇等はどのような見通しを立てておられるかということをお伺いしたいと思います。

○政府委員(二瓶博君) ただいま先生からお話ございましたように、蚕糸事業団は出資金六十億というものを財政の一つの基盤にいたしております。糖価の方では運営費補助金なり交付金ということでございますが、これが統合されましても、勘定区分等も明確にいたしておりますので特にその辺の問題はないと思ひます。そういうことで、統合されました、それぞれ勘定区分を設けておりますのでその辺の彼此流用とか混淆という問題はな

いと思ひます。むしろこの統合によりまして、従来畑作物関係の仕事を両者ともやつておりましたし、あるいは価格安定業務といふことも、しかも輸入調整業務のウエートが高いということ、いろいろな知識経験、いわばノーハウのようなものもございまして、そういうものもお互いに大いに活用ができるのではないかとこのように考えております。

それから職員の待遇の関係でございますけれども、これはそれぞれ両事業団ごとの経緯もございまして、労働条件等を個別に見ますれば若干の相違があることは事実でございます。しかし、統合後はやはり両事業団の職員が一体となりまして効率的な業務の運営に携わっていくということが必要でございますので、労働条件につきましては、考え方としてはこれは一本化されるということが望ましいわけでございます。まあ早期に一本化ということがつきましてはいろいろ問題もあるようではございますけれども、現在両事業団の労使間で話し合いが行われておるというふう聞いておりますが、今後も統合までの間にまだ間もございまして、十分話し合いが行われるというふうなことを考えておるわけでございます。

○鶴岡洋君 じゃ、次に行管にちよつとお聞きしたいのでございますが、新事業団が発足前ですからもちろん理事長は決まっていないうわけですが、一般的に言われる天下下り人事が、特殊法人の場合多く先ほども指摘されたわけでございますけれども、糖価安定事業団の場合は役員、管理職員二十八名、これは約三〇％になっているわけですから、蚕糸事業団の場合でも、役員、管理職員これ

は十九名、これは五四%になっているわけですが、このようない人事が今後も続くようなことがあれば、職員は士気であるとかやる気であるとかこれは当然阻害されると、こういうふうになるわけではございませんけれども、また、この間参考人のいわゆる執行委員長の方からお話がありましたように、部内から何とか役員に登用してもらいたい。積極的に登用してもらいたい。ましてやこの事業団というのは両方とも十数年経過しているわけですから、途中から入った人ももちろんおられるわけですが、十数年経過しておれば、最初入った人はもう当然それにベテランになつてきていますし、内情もよくわかつてきている。またやり方にも精通してきていると、こういうことになるわけです。

この点について私は内部からの積極的な登用をすべきだと思つておられますけれども、この点について農林大臣にもお聞きしたいし、行管庁の政務次官としてどうですか。

○政府委員(堀内光雄君) この人事の問題につきましては官房長官のところで調整をいたすことになつておりますが、五十四年の十二月の閣議決定に基づいた厳しい姿勢で私どもも要請をしてまいりたいというふうに考えております。

○鶴岡洋君 官房長官と言いましたけれども、大臣、所管の大臣としてこういう点はこういうふうにかへますか。

○国務大臣(亀岡高夫君) これも、事業団ができました最初はその事業団育ちの人がおりませんからほかからの人でスタートしますけれども、本来であれば、もうそこで育った人がぐんぐんぐんぐん理事長にまでなつていくということであつてこそ初めてその事業団に働く人が本気になつて勤労意欲が出てくると、こういう感じがいたします。私は、したがって、まあ同事業団も相当な歴史を持つてきておられるわけですから、まだ十数年であるということではございません。したがって、やっぱり現時点においてどうかという場合には、やはり相当な知識、相当な経験と相当な見識なり何なりの能力を持った人を他から任

命をしていくというのはいまのところはやむを得ないとは思いますが、もうだんだんと部長あるいは役員にもやはり職員の中から採用していくという、これはもうその方向をきちんとすべきであると、私はそう考えております。

○鶴岡洋君 そうしていかないと、これからますます特殊法人の問題については、いまももちろん問題になっているわけですが、そういうところから一つは問題が出てくるんじゃないか、こういうふうな思ふんです。積極的に前向きにこれは検討していただきたいと、こういうふうな思ふんです。

それに関連して、蚕糸価格安定法と砂糖の価格安定等に関する法律によると、理事長と監事は農林水産大臣が任命する、こういうふうになつております。この新事業団の設立を機会に、理事長、監事については、いまと関連しますけれども、民間から登用を行うべきであるというふうには私は考えるんですけれども、この点についてはどういう見解を持っておられますか。

○国務大臣(亀岡高夫君) 実は戦後、公団、事業団等ができました際には、大抵民間から偉い人を理事長なり総裁に持つてくるということでスタートしているわけです。たとえば道路公団のごときは岸道三という民間の方を持つてきて、そして道路公団があれで発展する基礎を築いたということをお聞きしております。ところが最近、民間の企業がどんどんどんどんよくなつてまいりまして、この事業団の理事長の給与なんかではもうなかなか来てもうたえないというふうな状態も続いております。そういうことで、したがって、なかなか適任者だと思つてお願ひに行つても就任していただけないということで、役所の職員が自分で法律をつくつて、そして政令とかそういうふうなものをつつて、それを知らぬうちにすつと通してあるから、あけて見たら退職金なんかいっぱいもらう、そういうことがだんだんだんだん言われるというふうになつてきておられるわけでありまして、やっぱりそれだけの効率とそれだけの成果を上げて

いけば、私はそういう批判はなくなつてくるものと、こう思つております。

そういう意味においては、最近では相当国会の方からもいろいろ御指摘いただいておりますので、相当成果を上げつつあると、こう見ておりますが、民間から来ていただくことができれば、これはもう電電公社のごときも、やっぱり真藤さんが電電公社にお見えになつてからずっと電電公社のあれも変わつておりますし、国会に来ても物をずばりずばり言われますわね。あれでむしろよくなつていくという感じも受けるわけではございませんで、私も私としては、まあ私の所管じゃありませんけれども、官房の方にもよく趣旨をお伝えいたしまして、私の所管にすることについてはそういう配慮をしていきたいなと、こう思つております。

○鶴岡洋君 行管の方はどうですか、考え方は。

○政府委員(堀内光雄君) 亀岡大臣のお考えのとおりだろと思ひます。

○鶴岡洋君 大臣御承知のとおり、わが国の繭の生産量は、毎年減退傾向を示しております。その原因として、農業従事者と同じように、養蚕業においても老齢化が進む、さらに後継者が不足してくる、いない。それから収益性が低くなつてくる。その上に養蚕経費は大変厳しい状況にあります。先ほど基準糸価を下げるか――上げはしないでしょうけれども、そういうことで先ほどお話をいたしましたけれども、要するに養蚕経費が非常に高かつておる、経営が非常にそういうことで困難になつておる。今後一体養蚕業の将来はどうなるのか、大変心配なわけではございます。これは日本の伝統の基幹産業でございます。政府は養蚕業の今後の見通しとしてどういうふうな育成強化していくのか、大臣のお考えを具体的に伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(亀岡高夫君) 政府はいままで養蚕業は重点農政施策の一つ、一環ということで積極的に奨励をしてきておられるわけではございます。今後日本のやはり伝統ある絹産業として、養蚕、製糸、

機屋という、こういう産業体系というものは維持存続すべきであると、こういうふうにはつきりと私は申し上げたいわけでありまして。そうしてこの養蚕業を将来長く発展させていくためにはどうしたらいいかという、やはり血のにじむようなと申していいか、何か本当の真実を分析して、そしてこれなら大丈夫というふうな方向づけをしていかなければならぬと、私はもう常にそう思つております。戦後私も議員になりました二十年間、いろいろこの養蚕問題に取り組んで見てきておりますけれども、非常にむずかしい次第でございます。しかし、最近におきましてはいろいろ工夫が加えられ、省力養蚕という政府並びに関係団体の奨励措置等によりまして、日本の養蚕関係もともかくにもここまで生き延びてきたと、やり抜いてきたと。

これだけの高度所得国家とでも申しますか、農業以外の産業の従事者がほとんど高給を取つて、そしてもう今度なんかも、電車とめるぞというところで月給が上がる。そういうことが、農民にはなかなか苦勞して苦勞して苦勞しても据え置きだ、あるいは引き下げるんだと、こういうふうな言わざるを得ない日本の農業の立場というものを私は本当に心配し、そういう中であつてもやっぱりここまで維持存続してきておられるわけでありまして、これから多少厳しくなつたからといって、これを続けていけないということはない、やっぱりやり方である、そういう感じがいたすわけではございますので、養蚕関係につきましては、いまでも農蚕園芸局からわずかの奨励補助金とか、そういうものが出ておりますが、しかしやっぱり相当、規模拡大をするにいたしまして、桑園の改植をいたしますにしても金がかかるわけでありまして、蚕室をつくるについても金がかかる。そういう金を安く貸してやるという制度が養蚕には特別な必要はないと、そういう点もやっぱり今後大きく取り上げていかなければならぬと、こう思ふのです。それと同時に、つくつたものがみんなに使つて

もらえ、売れる、物が動く。生糸がどんなに動いてもいいという、そういう実態面もつくつていかならぬということで、事務局とも私も就任以来ずっとこの問題は検討に検討を加えて、そうしていろいろの考え方を実は党内委員会の方に申し上げておるというのが実情でございます。なかなかそういうことも一遍に受け入れてもらえないというような面もあるようでございます。そういう点も十分御理解をいただいて、そうして伸びんと欲すればまず屈しなくちやならぬときもあるということを御理解いただくといいことは必要ではないかと呼び続けておるわけでございます。しかしこれは、私はいつも申し上げておりますとおり、政党政治のわれわれはそこにおりますので、党との調整もよくとりましてそして結論を出していきたいと、こういうのが私の現在の心境でございます。

○鶴岡洋君 大臣が積極的に、前向きにそういう検討をしていくことはわかりますけれども、需要の拡大と、それから在庫量にしても十四万八千俵ですか、これは非常に憂慮すべき数だと思ふんですけれども、それじゃ局長に、いま大臣が大方の積極的な姿勢は示されましたけれども、具体的にどうすればいいの、具体的に何か案はございますか、需要拡大とこの在庫量を減らしていくということについて。

○政府委員(二瓶博君) 絹の消費拡大の関係でございます。何といましてもやはり絹の消費を積極的に拡大する、これは基本的に重要であると、こう考えております。

そこで、絹の消費の面を見ますというと、大体九割方が和装需要でございます。したがって、これをさらに伸ばすということが一つ、それから洋装部門、これにつきましては新規用途開発というふうなことも含めまして伸ばしていくという努力が必要であろうと考えております。そういうことからいたしまして、日本蚕糸事業団によります助成事業というものを活用いたしまして、五十五年度におきましては三億七千万円の予算をもち

まして着物の着つけ指導など、和装需要拡大のための各種の助成事業をやっておりますし、さらに生糸絹製品新規用途開発研究事業というふうなことで、テトロンとの混織とか、いろんなそういう面で新しい分野についての研究開発に助成をいたしておるということでございます。今後ともこれは関係業界との密接な連携、さらに絹という角度になりますので通商産業省とも十分連絡を密にしなから、ともどもに実効ある消費拡大策というものを展開していきたいというふうに思っております。

それから、現在十四万八千俵ほどの事業団在庫が積み上がっておりますけれども、これを減らしていく方策ということでございますが、何といましてもやはり生糸、絹需給の改善というのが基本になるかと思ひます。したがって、ただいま申し上げましたような需要の拡大ということも必要でございますし、さらに供給の面につきましても、外部からの供給でございます。輸入、こういうものにつきましても、やはり生糸のみならず、絹糸、絹製品も含めまして、通産省ともども、輸入調整措置あるいは二国間協定という面での圧縮努力を図っていくべきであるというふうに思っております。

いづれにいたしましても、需給の改善を図るということが基本でございますので、いろんな施策を、実効性のあるものを逐次展開をしていきたいというふうに考えております。

○鶴岡洋君 いま需要拡大に助成事業がされておりますけれども、現実五十五年度事業における助成は約二十億五千万円ですね。これはいわゆる蚕糸業、絹糸業の厳しい状況を考慮して蚕糸業振興資金制度と、こういうことでやっておりますけれども、繭の生産流通合理化事業、それから蚕糸業経営技術指導事業、生糸等需要増進事業、これも行っているわけですが、いま言ったように、五十五年は二十億五千万、五十四年が九億九千八百四十万ですか、この助成が本当に効果が上

がっているのかどうか、その辺をもう一度詳しく教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(二瓶博君) 蚕糸事業団によります助成事業、これは五十五年度におきまして約二十億の規模において展開をいたしているわけでございます。その際、お話でございますように、繭生産流通合理化事業あるいは蚕糸業経営技術指導事業というふうなことで、国の一般会計によります補助事業との関連をも考慮しながら、繭の生産性、養蚕の生産性も高める、足腰の強い養蚕経営をつくるという角度で、一般会計予算と事業団の助成事業を、車の両輪のようにいたしまして展開をいたしておりますわけでございます。そのほか別途この需要増進事業というのを三億七千万円ほどでやっておりますことです。

この効果という話でございますが、なかなかこういうものの効果というのにつきましても、目についた角度ですぐ出るというわけでもございませんが、養蚕業というのを見ました際も、全体の農家戸数等は減つたりはいたしておりますが、いわゆる一戸当たりで見ました際には規模拡大は進んでおります。そういうことで効果は上がつておるといふふうに認識をいたしているわけでございます。

○鶴岡洋君 そうすると、五十六年度もこの助成事業を継続されることになるわけですね。規模はどの程度になりますか。

○政府委員(二瓶博君) 五十六年度、この助成事業の規模をどの程度にするかということにつきましては現在検討中でございます。といひますのは、御案内のように、最近の糸価の状況等からいたしまして、この財源になります中間安定等勘定の利益金、これが今後当分の間は発生が見込めないというふうな厳しい情勢にございます。そういうものも考えながら、この五十六年度の助成の規模といふものを考えていきたい。したがって、非常に有効効率的な実施ということを配慮しながら、この規模の方はさらに詰めていきたいというふうに思っております。

○鶴岡洋君 それで、基準糸価について大臣にちょっとお伺いしますけれども、十九日に前橋で大臣がお話しになったこの件で申し上げます、その真意をお伺いしたいんです。大臣は記者会見で、「生糸の一元輸入制度を堅持し、外国に輸入制限を要請するためには、国内の養蚕農家、製糸、絹糸の努力の実態を示さねばならない」と、こういうふうな言われたわけですね。ということとは、外国からどんなふうに入ってくるのに対して、向こうに言うのにはこちらでもやはり努力をしなければならぬ、こういう意味だと私思ふんです。ということとは、それを進めていくと、したがって、皆さんにも大変申しわけないけれども糸価も下げるようになるんですよ、こういうふうな意味を含んでいるのかどうなのか。このいわゆる大臣の十九日の前橋で言った記者会見での言葉の真意はどうなんですか。

○国務大臣(亀岡高次君) 実は私は、蚕糸、絹糸の現況と、それから施策の責任を持った私といまして、将来養蚕業、絹織物業を発展せしめていくためにはいかなるべきなればならないかというふうなことを真剣に考えるべきぎりぎりのときに来たということ、今日の、農林大臣就任の間経験しました、韓国とのいわゆる昨年五〇%の生糸輸入の削減も了承してもらった、また中国に対してもそれを了承してもらった、そして三〇%の絹織物の削減もまたカットをしてもらって、これはなかなか大変なことであつたわけでございます。しかし、このままではいけません、やはり半分はこしは入つてくるわけであります。これがまた大きな圧力になることは手にとるごとくわかるわけであります。したがって、今年も引き続き半分半分の半分にでもしたいという気持ちが内々あるわけであります。その際に、向こうさんと議論をいたします際に、日本だけ基準糸価をそのままだに置いて、そしてこちらでは何らのあれもせずに、そしてただ蚕糸事業団に滞貨しておりますその糸がふえていくということだけを材料にして相手の国を説得できるかというと、もう去年滞貨のこ

とは最大限に五十五年度には折衝に使つておるわけでありませう。ですから、その辺のことを本気になつて折衝する際には、やはりこつちも相当な決意というものと施策というものをやつて、こゝまでやつてゐるんだから、まあ一年、二年日本に売らないでほかに売つてもう努力をしていくほかにはせんかと、こういうふうな折衝をしていくほかには、外国からの輸入を少なくする道はもう私はないと、来るところへ来た、こういう感じを前橋において実は率直に申し上げたわけです。そして、その辺の事情をわかつてもらいたい。

しかし、皆さん方の立場もわからないわけではないから、何ももうそういう厳しいことをしつ放して後は勝手にしなさいということじゃないんですよ。先ほど申し上げたように、いま養蚕農家の総生産がたしか千六百。千七百億がちよつと切れるくらいだろと思ひます。そうしますと、これの千円が、一万四千七百円のもし千円という仮定をここに設けて私に私なりに頭の中で試算してみますと、これが〇・〇六、六%ぐらいですね。そうすると、千七百億の六%というと百億ぐらいの減収になるわけでありませう。その百億は低利長期の、畜産やあるいは水産でやつておりますような低利長期の融資を養蚕にもひとつ採用いたしまして、そしてその分を十分理め合せてこの危機の場を乗り切るといふようなこともするんですよ、そういう配慮は十分するんですよ。ですから、伸びんと欲せばまず屈するということもありませうから、その辺は理解していただかせんかという話を実は率直に申し上げたわけです。

なかなかやつぱり養蚕農家の方々は、そんなこと言われても聞く耳持たぬと非常に強く言つておられましたけれども、そういう問題もありまして、党の方で、先ほど申し上げましたとおり寄り寄り相談をいたしておりまして、政党政治の立場から党の意向も十分聞きまして私は自分の与えられた権限を行使したいと、こういうふうな考へております。

○鶴岡洋君 いろいろお話をしましたけれども、

要するにこういう状況であるからということで、言葉は悪いかもしれないけれども、予防線を張つた、こういうことになるわけですね。いづれにしても養蚕業のその環境は厳しいと、また、輸入のことについてもこれは厳しい状況にあると、そこで糸価の問題についてどう判断するか、こういうことで大臣も悩んでおられるようですね。農家の立場からすれば、先ほど言つたように労働条件も大変厳しくなつてきている。その上生産費も高くなつてきている。まあ米と同じようなものですけれども、この辺については、大臣のそれこそ綿密な計算のもとに農家の納得のいくような線を出していただきたい、これを要望いたします。

午後一時七分休憩

午後四時五十三分開会

○委員長(井上吉夫君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、宮本顯治君が委員を辞任され、その補欠として下田京子君が選任されました。

○委員長(井上吉夫君) 休憩前に引き続き、養蚕砂糖類価格安定事業団法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○村沢牧君 私の持ち時間はきつめて短いわけでありませうから、答弁も簡潔にお願いいたします。

大臣が先ほど退席した後、私は、蚕糸事業団、糖価安定事業団はもちろんのこと、特殊法人には天下りが非常に多いということ、天下りの給与、退職金の実態は行政改革の趣旨に反することを指摘をし、行管庁に改善を要請をし、行管庁も善処を約束したところでありませう。

大臣は、新事業団の役員の任命並びに認可に当たつて、このことを十分配慮して人事構成をすべきというふうに思ひますが、どうですか。

もう一つ、また新事業団の職員は百二十七名、これに對して常勤役員が九名、私は非常に多過ぎるというふうに思ひますし、このことも指摘をいたしましたが、これについては大臣はどういうふうに考えますか。

○国務大臣(亀岡高夫君) 今度の新事業団の役員につきましても、御指摘のとおり、天下りという印象を避けて、できるだけ民間の方々を選んでいきたいと、こういう考え方を持っております。

と同時に、もう少し少なくてもいいじゃないかという御指摘でございますが、そんなふうにも思ひません。御指摘の感じもいたしますし、まあこれややつてみないと、という感じもいたしますが、やつぱりそれぞれ一つの事業団になりますと、非常に最小限のあれでも二つの大きな目的を果たさなければならぬという面もございますので、これはやはり砂糖の方も非常にこのところ厳しい情勢でありますし、蚕業関係、生糸関係、織物関係についても非常に厳しい折でもありますので、当分のこの現行提案しておりますような線ですらしていただいて、後でもう一度考える機会を与えていただきたい、そんなふうに感じます。

○村沢牧君 大臣も御承知のように、たとえば民間の会社なんかでは、百二十名や三十名のところだつたら、社長に専務、多くても常務程度なんです、役員は、しかし、これに對して常勤の役員が九人もおるといふことは非常に多過ぎると思うんですよ。当面は、両事業団が合併したのだからいろいろ経過もあるでしょうけれども、ある段階になったら常勤を減らしていく、このことがやっぱり経費節約になるというふうに思ひますから、そのことはぜひ大臣としても将来の問題として検討してもらいたいと思ひますが、どうでしょう。

○国務大臣(亀岡高夫君) そのような立場で考えたいといふ、こう思ひます。御意見を十分尊重していききたいと思ひます。

○村沢牧君 次は基準糸価であります。基準糸価については農水省は幾ら下げると言つてゐるわけではないわけですね。でも、巷間伝えられておりますように、千円下げるとするならば基準糸価は一体幾らになるのか。私の計算ではキロ当たり二千二百円になるというふうな思ひます。ところが、統計情報部発表の繭の生産量は二千九百九十四円でありませうから、一キロ当たり九百九十二円の赤字になる。これでは養蚕農家が意欲を失つてわが国の養蚕は減退をしてしまふ。農水省は、生糸の需給のアンバランスを因るために価格を抑えて国内生産を減らすような意図があるのではないかと、こういうふうにもとれるわけですが、そんなことではいけないというふうな思ひます。わが国の伝統産業である養蚕を維持し発展をさせていくためには、糸価は下げるべきでない。大臣は、基準糸価と養蚕振興をどのように関連して考えますか。

○政府委員(二瓶博君) 基準糸価につきましても、午前中にもお答え申し上げましたように、遅くとも五月末までに決定したいということで、慎重に検討を進めておるわけでございます。したがって、現段階におきましてどのような水準に相なるか、何とも申し上げかねるわけでございます。

ただ、これをおろかなり引き下げるということに万が一なりませうとすれば、生産の面で影響があるではないかというお尋ねでございます。とにかく、ただいまもお話ございましたように、上繭のキログラム当たりの生産費一・三%アップということになつておるわけでございます。そういうさなかにござつて基準糸価を下げるということになりますれば、当然これの見合いの基準糸価というものが下がるわけでございます。もちろん、この価格は米麦のような管理価格と違ひますので、現実の農家手取りといひますものは、実勢糸価をベースにして繭価協定等を通じて農家の手取りが決まるわけでございます。したがひまして、ストレートに決まるわけではございませんけれども

も、そういう面では農家の手取りの面に影響はあるというところは否定できないと思います。

したがって、そういうことであれば、これは農家の選択の問題ではございませんが、さらに生産性を高めて大いにやろうという農家もありましょうし、あるいは養蚕ということでやっておられまして、これ以外に他のものをするというわけにはいかぬという農家もあるし、あるいは若干掃き立てを手控えるという農家もあるかと思えます。総じて見れば、そういう手取りが減るといふことでございますれば、生産面にマイナスといえますか、減産的な効果といえますか、そういう影響は出てくるのではないかとこのうふうには考えられます。

○村沢牧君 基準糸価を必ずしも引き下げるとは言っていないけれども、しかし、先ほどの答弁を聞いておると、下げたいという意思がありありとしている。しかし、そのことは説得力を持っておらないと思うんです。

大臣にお伺いしますが、したがって、大臣も先ほどいみじくも言ったように、与党の了解もなかなか得られない、こういうことを言っているわけですね。したがって私は、いま局長やあるいは大臣もお考えになっているかもしれないが、糸価を下げるというふうな後ろ向きの考え方ではなくて、最低でも現在の価格を据え置いて、その上に立つて国内の生産や輸入、あるいは需給を拡大することなど、中期的な計画を立てて、その計画達成に努力をすべきである。改めて大臣の決意を聞きたいと思います。

○国務大臣(亀岡高夫君) この問題は私としては、事業団のこの十五万俵近いものが一応流通の方の路線に乗って回っていくと、そして手持ちが少しでも減っていくというまい方法があれば私はそれでいいと思うんです。ところが、なかなかそういう方法というものが果たして見出せるかどうか。結局そのままだと韓国や中国から、もう日本はいままでの情勢でやっておるんだから、

われわれの方のも去年約束した分だけでも入れてくれと、こういうようなことを言われたときにどうして断るかというとのが非常に私の頭の痛いところなんです。そういう外交上の問題もありますし、せっかく話し合いをつけてこまで来ているわけですから、本当にこれからは話し合いをつけて納得づくでやることによつて両国間関係のいんな今後の農業上の技術協力関係等もやっていけると、こういうふうな思っているときでもあり、本当にそういう意味において、案外そういうことをもしここでやらしていただければ、六月ごろになれば外国からは入ってこない、国内は平生の生産状態を続けるということになれば、市場に出入っている糸というものが非常に少なくなるわけでありまして、そうすると、その実需の関係で相当に糸価も上がってくる、そうすれば放出もできるチャンスが出てくる、現行法のまま放出する機会も出てくる、こういうような考え方。しかし、そのとおり確約ができるかと、こういうことを言われまして、これは神ならぬ身の、やってみなければわかりませんが、大体そのくらいになつていくことは間違いないのではないかとこのうふうなことを考えておる次第であります。

○村沢牧君 時間が参りましたので、最後に一点だけ申し上げて私の質問を終わります。

大臣、あなたが農政にまじめに取り組んでおり、あるいは真剣に対処しておる姿勢は野党の私も認めます。しかし、今回の行革で蚕糸事業団を統合し、それから糸価、繭価を引き下げるといふような、弱いところへしわ寄せをするとするならば、将来にわたつてあなたの汚点を残すことになるんです。私は、あるいは社会党は、糸価引き下げは絶対に容認できない、このことを申し上げて、大臣の本心にこれからの糸価の問題に対する毅然たる態度——外国のことも大事でしようけれども、日本の養蚕の方が大事なんです。そのことを強く要請して私の質問を終わりたいと思つてます。

○中野明君 けさほど来だんだんに質問がありまして、まず私最初に大臣に、事業団を取り巻く状況、先ほどの答弁にもございましたが、改めて生糸の在庫の状態等を含めまして蚕糸事業団を取り巻く状況を大臣はどのように把握しておられますか。

○国務大臣(亀岡高夫君) まあこんなにも蚕糸事業団を取り巻く情勢が厳しくなつたのは立法以来初めてではないかということが一つでございます。と同時に、まあいままでも私も蚕糸懇話会というものの中の一員といたしまして、日本の蚕糸業を進展せしめるために全力を挙げてきたわけでありまして、農林水産省に來てみまして、結局外国の生糸が非常に絹織物という形になつて入つておるといふ実情等を見ましてこれは容易なことではないと、こういうことで、就任早々外国との二国間協定の際には相当きついで態度で交渉するようにと、こういうことを言つたわけでございます。まあこのくらいのこと、とにかく外国から入ってくるものを半分くらいにすれば相場は幾らかは持ち上がってくるのじゃないかと思つたわけですね。けれども、全然それは相場には何の影響も出ておりません。なかなか自由主義経済の象徴である取引所と価格安定制度というのは、これはある意味におけるまあ計画的な措置と申しますか、法律措置でございますから、規制措置でございますから、非常に話をちよつとするにもむづかしいわけでございます。たとえばこういうふうにしたいたなとこう思つても、それをこう話をしますとすぐ相場に影響してくるといふようなことになりまして、非常に秘密性を保持しなければならぬ。そうしますと結局なぞをかけたようなことしかなかなか言えないところ、今度の団体との意思疎通なんかのうまいかなかつた点もあるのではないかとこのうふうな反省もいたしております。

○中野明君 一方、この法律で合併をいたします糖価安定事業団を取り巻く情勢も、異性化糖の進出等、砂糖の需給関係から見ても非常に大変な状況だと私なりに思っているんですが、大臣はどう認識されますか。

○国務大臣(亀岡高夫君) 砂糖の問題も、やはり国内サトウキビ、さらにはてん菜糖の生産がぐんと上がつてきておる反面、一面砂糖の消費というものが非常にこの減退傾向をたどつておるといふようなことで、輸入糖を中心にしてやつておりました精糖業というところが非常にピンチになつておるといふことも聞いておるわけでございます。したがって、これらの問題につきましては、今後積極的に指導していくためには、糖価安定事業団の果たしていかねばならぬ役割目もこれはやっぱり重要であると、こう考えるわけでありまして、いずれもそういう事業は、この蚕糸事業団、それから糖価安定事業団、今度新しくきます事業団にいたしまして、農業関係の事業団はこれはもう畜産事業団にいたしまして、非常に厳しい環境に取り巻かれておるといふことは同様に言えることであると、こう思います。

○中野明君 いまおっしゃつたように、両方の事業団とも一番機能を発揮せにやならぬといふますか、働かなければならぬときだと、大臣も、蚕糸事業団も立法以来初めての難局だと、また糖価安定事業団もその役目を果たさなければならぬときだと、この認識をしておられる、これは私も同じでございます。そうなりますと、この行革で一応これは決まつて既定の方針でやるということにいたしましたけれども、時期としてこの時期に、一番むづかしいときにどうしてこういう法案を提案されて合併されるのか。いずれは行革の一環としてやられるとしても、かえつてこの統合によつてより機能を十分発揮できるといふような、そういうことは考えられないわけですか。統合することによつてどうしてもやはり空白といふますか、ごたごた

が生じる、人間関係もぎすぎすする、人事の問題も動く、いろいろなことがありまして、せつかくこの同じ行革をやるにしても、一番時期の悪い、効果の上がりにくいときにやられるということについてはいささか私不満があるわけなんです、大臣はこの法案を提案するに当たって、いまここでこの時期に両方の事業団を統合するというものについては何の抵抗もお感じにならなかったのか、その辺。

○国務大臣(亀岡高夫君) 泣き面にハチという言葉がございましてけれども、そんな感じでございまして。五十四年のたしかこれは十二月に、五十六年の十月から合併するという閣議決定をいたしてございまして、まあ五十四年のあの当時としては、まさか両事業団ともこういう情勢に追い込まれるというようなことは私としては考えてもいなかった次第でございまして、その点を指摘されますと、本当に先見性がないと、こう言われてしまうわけでございます、本当に申しわけないという気持ちでいっぱいでございます。

○中野明君 いや、私の申し上げるのは、五十四年に閣議決定をしたということでございます。それは当然既定の方針として合併するとして、なぜこの時期に、一番両方の事業団が力を発揮しなげやならぬむずかしいとき、そのときにわざわざ出されたかというのは、非常に私は、大臣はもうちよつと先にしろと、必ずやるからもうちよつと先にしてもらいたいというそういう抵抗といえますか、それを交渉はなさなかつたんだらうか、そういうことを聞いているわけですか。

○国務大臣(亀岡高夫君) 御承知のように、私が農林水産大臣の職務遂行の言葉を発したただけでも、もう行政改革に消極的になつたと言つて、農業団体に号令をかけるような形をとっているんじゃないかなんという言ふことを言われるわけですね。まことにそういう面においてやりにくいくて、行革の問題でありますこの両事業団の合併問題を、もしこれを一年待つてくれと、こういうこと

をすればそれはもう大変なことになる。それはもう本性を出したじゃないかと、こう言われちゃうものですか、その点は、なかなか私としても考えましたけれどもこれはやるほかはないと。つらい中でやつたことはなかなか忘れないものだからまあ、というようなことで、まあしょうがないと、こう思つて実は決心をしたと、こういうことでございまして。この点はおしかりいただいてもこれはもうやむを得ません。

○中野明君 いや、大臣の立場は私わかりながらお尋ねしているつもりなんです、何か難局を切り抜けるときには一致団結といひますか一致協力といひますか、それが一番大切だと思ふのです。ところがこれは異質の——異質と言へばそうじゃないと言われるかもしれないが、全然生いたちも違ふ内容も違ふものが一緒になつて果たして何かこう理事長になられる人も両方持つていられるのですから、何か指導力というのか、力が分散してどつちも中途半端になつて、せつかくの効果を上げようというのが阻害される心配があるものですか、だからその点では、結果としてはこうなつたとしても、大臣としてはかなり抵抗をしてほしかつたなという感じはしないでもございませう。そういうことでお尋ねをしたわけですが、いづれにいたしましてもこの法案が提案されてきたわけですが、そういう状況を考えますと、まず両事業団を合併して一緒にすることによつて生じるデメリット、マイナス面——プラス面はあると思ふからこれはあるんです、経費が節減できるとかいろいろあるのですけれども、マイナス面は大臣はどういう点がマイナスになると思つておられますか。

○政府委員(二瓶博君) 今回の事業団の統合ということによりますマイナス面は何かということでございますが、特にこれぞというマイナス面はないと思ひます。ただ、いろいろこの統合という問題につきましては、先ほど来お話ございしますような、垂糸関係にいたしましても糖価関係におきましても厳しい情勢下にあるということこれは否

定できないわけでございますので、そういう意味では、業界なりあるいは職員の方々が不安を持つとかいふような面はあろうかと思ひます。こういう面につきましては今後ともそういう不安のないようによく説明をし、また、統合になればなつたでその実を示していくということで不安の解消に努めたいと、かように思つております。

○中野明君 確かに口で言うのはむずかしいかもしれませんが、やはりもう合併するということが決まつたら、両方の理事長さんだつて、責任は感じておられるでしょうけれども、そのまゝ理事長になれるかどうかかわからぬというようなこともありましようし、合併するんだということでは何かう力が、打込み込みようがかわつてくるといううな面もありましようし、職員同士の、どういううな面も、待遇の問題もけさほど出ておりました、が、やはりこれは違ふということになるとどうなるんだらうかという不安、いろいろの面で、この重大な難局のときにわざわざこういううなデメリットを起させるといふことを私は非常に心配をするわけです。ですからその点は、局長もいま答弁になりましたが、大臣としても万全を期していただいて、そして、せつかく行革の一環としてやつた、やつたけれどもこれは大失敗だつたといふうなことになつたら何にもなりませんので、よろしく御指導をお願いしたい、このように思ひます。

それで次の問題は、いま村沢委員もおっしゃつておりましたように、糸価の問題なんです、けさほど来の議論をじつと聞いておりますと、農水省としては現状から糸価を引き下げざるを得ぬような気持ちにいまだに持つておられるという感を私受けるわけなんです、この糸価をもし引き下げたとして、その糸価を引き下げた効果といふのはどういふうに考えておられるんですか、どういふ効果があるんですか。

○政府委員(二瓶博君) 先ほど来申し上げておりますように、糸価につきましては現在、遅くとも五月末までに決めるということに検討を続けておる

という段階でございます。したがしまして、一応仮定の御質問ということにならうかと思ひますが、基準糸価といふものをかなり下げるといふうなことになるれば、どういふうな効果といふものがあられるのかといふお尋ねでございます。われわれがいろいろ検討いたしております過程におきまして考えられました効果の一、二を申し上げますと、一つは、何といひましても需給のバランスをとるといふのが基本でございましてけれども、その際に、海外からの輸入の抑制ということも、これは考えざるを得ない、考えるべきである、こう思つておるわけでございまして、これは昨年

も生糸については五割減、絹織物については三割減といふことで、六月からの交渉が、中国につきましては十二月の三日、韓国につきましては年を越しましてことしの一月二十九日やつと話がついたといふ長い長い繰返し交渉を重ねたわけでございます。したがしまして、その過程におきましてはつきりいたしておりましたけれども、日本は何をやるといふか、うちの方に対して半分削減とか三割削減とは何事であるかといふのが中国筋の、韓国筋の主張でございまして。したがしまして、この六月以降、また両国との二国間交渉に入ることになると思ひますけれども、さらに私は、いまの需給情勢から見ればこれは削減をしなくちゃならぬ。そのためにはやはりわが国におきましても相当せつない措置をやつておるということも十分相手に示さぬといふかんではなかつたという感じが効果としてはあるのではないかと、この一つでございます。

それからもう一つの効果は、需要はやはりふやしていきまないとバランスがとれないわけでございます。需要をふやす際にはかねてからいろいろ言われておりますことは、国産の生糸が高い、外国の生糸は安いと、一元輸入はもうやめてもらいたいという声が機屋さん等からの切なる声でございます。しかし、これはわが国の養蚕製糸を守るために、一元輸入措置はこれは当分の間ということに法律的になつておりますけれども、現在の国際

外的な需給情勢からいたしまして、一元輸入制度を外せばわが国の養蚕製糸は立ち行かなくなることは明確でございますので、これは外すわけにはいかないと思っております。したがって、やはり需要を伸ばしていくためには、生糸そのものの価格といえますものが従来高いと言われておりますが、これをむしろ安くすることが必要ではないか。機屋さん等にとりましては非常にこの生糸価格がどの水準にあるかというのは大きな影響があるわけでございます。そういう面で、実勢糸価水準等もむしろ下げることが必要ではないかということでございます。

それから需給バランスをとるという場合におきましては、海外からの供給のほかに国内の供給もあるわけでございますが、国内の生糸生産といえますものは、これは最近におきましてはむしろ前年対比減っております。したがって、このような糸価が低迷し、事業団の在庫が十四万八千俵、一千万枚の着物相当分になります。さらに積み増しておる情勢からすれば、むしろ国内生産の面においてもある程度がまんをしていただくことも必要ではないかという観点でいろいろ検討をいたしましたわけでございます。もちろんこの面につきましては、いろんな影響がございますので慎重に検討いたしております。したがって、いまだ結論を出しておるわけでございませぬけれども、仮にそういうことを考えた場合にはどういふ面のいかなる効果があるかということにつきまして二、三の点を申し上げたわけでございます。

○中野明君 いまのお答えを聞いておって、何か外国のことばかり心配をして、そして日本の生産者とか日本のことは二の次というふうな感じも受けますし、それでまた需給を均衡させるというんですか、需要をふやすということで、私どもの受けた感じでは、少々価格を下げたからと言って需要が伸びるかどうか、そういう気がしてならぬのです。そういう面で、やはり大臣は非常に熱心にいままで養蚕業の振興のために闘ってこられ

たということを私もよく承知をしておりますが、急に大臣になられたら途端に君子豹変ということもあり得るけれども、どういふ勉強をなさったのか知らぬけれども、下げなきゃならぬのじゃないかというふうな深刻になられているような気がするんです。やはり日本の農業をいかにして守り育てるかという上からいけば、どうしても農林省が中心になつて本腰になつて上げなければ、一体農民というのは、農家というのはどこが頼りかということになつてまいるわけであります。最近はその中でも食糧を中心として、私も食糧のことは非常に心配をしておりますけれども、すべて経済ベースといえますか、何か経済の面から物を見て、農業、農産物の大切さということを忘れてい

るんじゃないか。それでいざと言ったときにはもう取り返しのつかないことになるわけでして、これはいま食糧でも何でも潤沢にあるから意外にのんきにしておりますけれども、これは油どころの騒ぎじゃなしに、もし一たん事があつたときにはもう一日として待てない、がまんできない、そういう性質のものを抱えて日本の農業というのが今日まで農林水産省中心に來ていたわけですが、やはり農林水産省の姿勢が、きつと日本の伝統産業でもあり、農家を守るといふ、そういう姿勢で抵抗していただかないと、どうも農林水産省までが経済ベースに乗つて物々考えをいうことになる、実際日本の農業に従事している人はどこを頼ればいいのかという不信感が非常に私心配であります。そういう面で、先ほど村沢委員もおっしゃつたように、糸価の決定につきましては本

当に農民の人が、現状はだれがよく知っているでしようけれども、ある程度納得し、そして今後とも動んでいけるようなそういう考え方で、やはり値下げをするというふうな、この時期に引き下げをするというふうなことは私は考えてほしくない、こういうことを強く思う者でございますが、大臣いまだ一度御答弁をお願いいたします。○国務大臣(亀岡高夫君) 実は私はもう三年ほど前から、養蚕、製糸、絹業界に向かつて、死なば

もろともという形でいけませんとこれはなかなか大変なところへ参りますよということはもう口を酸っぱくして言つてきたわけであります。そしてとにかくこの前、繭糸価格安定法を当委員会委員長提案で改正をしていただいたあの当時において、やつと利害相反しておる製糸、養蚕また養蠶、機屋、機屋・製糸といつた関係で、とにかく一緒にひとつつこうという退勢を乗り切ろうというふうな体制を得て、そしていろいろと苦勞をしながら農林水産省にも強いことを言うてやつてきたわけでございまして、とにかく二年間、もう糸は基準糸価の線にべつたりと張りついてしまつて相場は動かない。したがつて糸が動かないということになりますと、この繭糸価格安定法そのものが機能しないような形になつておると、それをやはり責任大臣としてそのまゝもう――まあよくもあ

二、三カ月の命なんだから、黙つて見ておればそれはすつと行つちやつて、それは案です。案するかも知れぬけれども、しかし、その性格上それを黙つて見過ごすわけにはいかないというふうなことでこんなふうになつてきておるといふこともひとつ知つておいていただきたいということなんです。ですから、私といしましては、いま決心するか、二年先になり三年先になつてどうにもならなくなつてから決心するかでは、大変な違ひをやつぱり農家の面に及ぼしていくのではないかと、そんな感じがするわけです。一番先に申し上げましたように、事業団がうまく機能していくようになる方法があればこれはもう私は何も申さないわけでありまして。ほとんどこれは、ますます今度は十五万俵になりますと、いままではある程度、製糸がつくつた糸ならまあひとつ買つてやろうというふうなことで事業団も扱つてくれましたけれども、だんだんこういうふうになつてきますと金は貸してもらえないと。どんな糸を買っているんだ、売れない糸を買つたんじゃないかだぞといつたやうなことで、融資の面もこれはもう中金の方から貸してもらつてゐるわけですから、これが千二百五

十億ぐらい借りてゐるわけですね。そういう見通しもつけずに、はい、はいと言つていつて果たして本当に農家に幸せを届けることができるんだらうかという、そういう実は――これは私のひとりよがりかもしれない。そのために私としても、法律に明定してあります五月いっぱい期間を、諸先輩なり同志の皆さん方によく検討をしていただいてそして結論を出そうと、こういうことにいたしました次第でございます。

○中野明君 きょうは大体養蚕のを中心にしてありますが、じゃ問題を交えて、私はこういう認識を持っておるんです。特殊法人というものはそれぞれの必要があつてそして生まれたと、非常に重要な役を持つてゐると、このように認識をしております。ところが、この特殊法人がもう何か悪者のような形で、非常にマスコミを通じても邪魔者のように、悪者の代名詞のように騒がれるのは、結局天下り人事が国民感情を逆なでしているから、事業の内容よりも天下りの人事というところで、この特殊法人が大事な仕事をやっておりながらおかしなもののように言われてしまつてゐるんじゃないか、その原因の方が大きいんじゃないだろうか、こういう気がしてなりません。

ですから、結局この天下りというものが、特殊法人をもう統合しろとか、なくしてしまえとか、あるいはもう要らぬじゃないかというふうなことにストレートに結びつけられてゐる一番大きな理由だろうと私は思ひます。そういうことで、この天下りにつきましては、大臣も先ほど来の議論、けさほど来も議論がありました。どうか本当に真剣に考えていただきた。閣議決定もあることで、そういう面です。そうしない、事業団でまじめに働いてゐる人はたまつたものじゃないかと思ふんです。一生懸命まじめに働いてゐるのに、おまえのところは何だと言つて中身も知らないで要らぬもののように言われているということになるとこれはまことに気の毒であります。その言われているものが天下りから來てゐると、こういうふうには私も言わざ

ない。十億ぐらい借りてゐるわけですね。そういう見通しもつけずに、はい、はいと言つていつて果たして本当に農家に幸せを届けることができるんだらうかという、そういう実は――これは私のひとりよがりかもしれない。そのために私としても、法律に明定してあります五月いっぱい期間を、諸先輩なり同志の皆さん方によく検討をしていただいてそして結論を出そうと、こういうことにいたしました次第でございます。

るを得ません。そういうことで、どうか新人事に当たりましては、閣議決定もございまして、大臣としてはせめても、ほかの所管のところは知りませんけれども、農林大臣が所管しているところはきちつとやるぞと、こういう姿勢を示していただきたいわけですね。

何か昨日も連合審査で、大臣もお聞きになっておったと思いますが、今回行管のやつていふことというのはどうも弱いところ、そして取りやすいところ、やりやすいところからやつていふというふうな気がして私も頭にきている一人ですが、今回の行革の一環としてやつたと言ふんですが、電電公社の納付金でもそうです。積立金というのにも、電話局になったり電話の交換機になったり、それから、それを出せと言つたつてこれは売るわけにいきません。そうするとお金を都合せにやいかぬ。そうしたら、お金を貸してやる、貸してやるからその金を国へ差し出せ、利子まで自分で持てと、こんな行革というんですか、こういう物の考え方というのがまかり通るようなそういうことでは困るわけですね、無理が通つたら必ずどこかで道理が引つ込むわけでしょう。そういう面で、どうかひとつ大臣としてよほど慎重にこの天下り人事のことについては、仕事の中身がなして天下りそのものが悪いということなんですから、それが国民の感情を逆なでして問題になっているわけですから、そこをすつきりして、閣議決定なら決定の線にはどうしてももう持つていくんだというところになると、やはりやつていふ人たちがやりがいを感じるし世間の目も変わってくる、私はこのように思つておるんですが、大臣の御所見を聞かしていただきたい。

○国務大臣(亀岡高夫君) これは閣議決定の線並びに当委員会という議論された御趣旨を十分体して処理したいと、こう考えております。

○下田京子君 私は新事業団の発足に当たつて、一 初に労働条件の問題でお尋ねしたいと思ふんです。

先ほど他の委員に対して局長が答弁されてお

ますけれども、新事業団発足に当たつて、過日も参考人から聞きまして、最大のデメリットは何か、これはやっぱり業界や労働者に不安を与える、その不安を取り除くために最大の力を尽くしたいと、そのことについては局長も答弁されていふところだと思ふんですね。その際何をもつてこたえていくのかということでは確認書でこたえらんだという話がありましたが、念のため私明らかにしたい点は、局長が言われている確認書というのは、二月二十八日に蚕糸事業団理事長とそれから同労働組合の執行委員長の間で取り交わした内容であるのかどうか。つまり、簡単に読みますと、

蚕糸砂糖類価格安定事業団法案附則第六条により職員の雇用関係を含め一切の権利及び義務は新事業団に承継されることになっていふので、統合時における職員の雇用関係はそのまま引き継ぐとともに、労使の間でとり交わした確認事項等により職員が現に受けている労働条件の全ては、今後における労使間の合意による変更がない限り、新事業団への移行に当たつてそのまま承継し、従来の労使慣行は尊重すること。このことを指しているというふうな受けとめてよろしいでしょうか。

○政府委員(二瓶博君) 先ほど申し上げました確認書といふものは、ただいま先生が読み上げられましたこの二月二十八日の確認書でございまして、これは当然新事業団ができました際にはそのまま承継をされと、特に労使の合意により変更があれば別でございしますが、そうでない限りはそのまま承継されるというふうな考えでございまして、承継されるという点で、大臣の明快なる御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(亀岡高夫君) これはもう特殊法人、政府関係機関は、労働組合をつくつて交渉する権限をみんな与えられているわけですから、その結果当事者という話し合いをする、そして決めていくということはこれはもう当然あるべき姿で

あるということ、その意味においてそれはもう尊重しなければならぬ、こういうことです。

ただ、この政府関係機関、政労協というものをつくつておるわけですが、相手は何も権限を持たされていふ、総裁にしても何にしても、この辺がまた何とかせねばならぬところじゃないのか、この点が非常にやつぱり政府関係機関の中における一つの大きな問題点ではないかというふうな考えております。

○下田京子君 とにかく、二月二十八日に取り交わされている確認書を承継する、そしてなおかつ不利益の起こらないようにきちんとやる、後半の部分はいろいろ議論もありませんけれども、それはさておいて、そういうことで不利益のないように労使間で決めたことをきちんと承継する、この点を確認しておきたいと思ひます。

それから次に、行政改革のあり方の問題で、他の委員からもいろいろ議論になっておりますけれども、これは今回も蚕糸と糖価を単に特殊法人を数を含めてくつづけたいといふことではないかと思ふんですね。一番大きな問題になっているのがやはり天下りの問題ではないかと思ふんですね。これは大臣はさきのお聞きになって御存じだと思ふんですが、現日本中央競馬会の理事長、この方は元農水省の事務次官をおやりになっていた方で、その後大日本水産会の副会長をおやりになった、そして特殊法人である農林漁業金融公庫総裁をやられて、現在の日本中央競馬会の理事長をやられておる。この二つの特殊法人を渡つたというそれだけでも、ざつと退職金なんかを計算してみますと五千万円を超えるというふうになるんですね。それからさらに、いまの地方競馬全国協会の会長さんの場合もまた同じなんです。この方はやはり農林省の事務次官をおやりになつた後、今度は農業信用保険協会の理事長、認可法人ですね、そして農業者年金基金の理事長をやられて、現在の地方競馬全国協会の会長をやられておる。また、現在も含めまして、ざつと二つ

の法人だけでこれまた三千五百万円ほどの退職金になる。庶民が、一般国民がもう長年働いたつてわずかな退職金しかないというふうな中で、当然これはもう国民感情から言つて受け入れられないというところはわかる問題だと思ふんですが、その点をどういうふうな御認識されているのか、簡単に御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(亀岡高夫君) 官房長から……

○下田京子君 大臣。それは大臣です。

○国務大臣(亀岡高夫君) まあ事務次官といえ、行政官として、国家公務員として、国民に奉仕すること少なくとも三十年以上は奉仕していると思ふんです。これは、したがって、何と申しましようか、やつぱり奉仕をする精神といふものはこれは私は卓抜なものを持つておるといふふうな理解し、かつまた、人間的にも尊敬をしてきております。したがって、万人の方々がそれによつて、その人がその地位につくことによつてその仕事も円滑にしかも発展してまいるということであれば、私はそのことはとがめられるゆゑんはない。ただ、その功成り名を遂げるというふうな面、あるいは奉仕といふ面、それに対する社会的報酬といふものは、これは人様が決定するわけでありまして、そういう点はあつては考慮しなければならぬかもしれません。国鉄総裁をやられた石田さんのように、もう自分の報酬は返上するといふような方の中にはおられるわけでありまして、けれども、しかし、公務員を三十年間やられた方々が果たしてそういう報酬を返還して奉仕をするといふようなことに耐えられるのかどうかという点で、これはなかなか一概に、それじゃ適任者が、ほかから探してくる場合に果たして見つかるだろうかという問題があります。たとえ現に競馬会の理事長というふうなことになるにしても、これはだれが見てもなるほどと思ふような人を見つけたためには相当苦勞するのではないかなという感じがいたします。この点は、私は副長官をやつておりました現にいろいろそういう経験を

いたしまして、そんな感じを率直に申し上げる次第でございます。

○下田京子君 いま現にやっている理事長がどうこうというんじゃないんです。いまのような御認識だったのでは、もう長い間農水大臣みずからが入って決めました閣議決定そのものがそれじゃ実行できないということは何か自分でお話しになっていくようなことになるんじゃないでしょうか、ということをお願いしたいと思います。

次に伺いたいのは、五十四年の十二月十八日の閣議了解の中で特殊法人の役員の問題でいろいろ言われております。いま私が言ったことについてどうなのかということをお話していただく。その中の(2)のところに、「特殊法人相互間のたらい回しの異動に関する例外については、真に止むを得ないものに限り」と、この場合においても、一回限りとする。と、こういうふうなうたっていると思うんです。政務次官が行管庁からおいでくださっていると思うので、お聞きしたいんですが、これはあくまでも一回が原則です。と、二回というのは例外で、やむを得ない場合だけなんですというふうな御認識だと、そういう理解だと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。○政府委員(堀内光雄君) 下田先生のおっしゃる通りでございます。

○下田京子君 農林大臣、そうなんです。なのに、いま私が言ったのはもう二つを歩いているというふうなことで問題にしているわけでしょう。そういう御認識を改めないでは、行革というのは単なる数合わせになって、国民が願っているようなものにならないということをみずからいまおっしゃったようなことになると思います。

それで、新たな問題なんですけれども、さらにいまの特殊法人のことなんですけれども、特殊法人や認可法人のたらい回し異動を禁止するでしょう。その結果、じゃどういことが出てくるかというところなんですけれども、それらの法人の出資会社、関連会社、子会社といえますでしょうか、

そこに今度は天下っているんですね。これは具体的なことなのでまたお話し申し上げたいんです。私はあくまでも個人のことを言っておるのじゃないんです。そういうあり方がどうかということをお話しているんですから、大臣、間違わないようにしてください。

現在、配合飼料供給安定機構の理事長におなりになっている方、この方はかつて農林省の農政局長をやられていて、おやめになった後、初代の糖価安定事業団の理事長になりました。そして今度は畜産振興事業団の理事長をやって、さらに国民生活センターの理事長をやって、三つの特殊法人を歩いて、それでさらに今度はいわゆる社団法人である現在のところについたというところなんです。この配合飼料供給安定機構というものは、資本金が十三億円、そのうち事業団が八億円出資しているんです。こういうところなんです。

それから今度は、現在の日本食肉流通センターの理事長をおやりになっている方、この方は農林省の水産庁、官房を退官された後、地方競馬全国協会の会長をおやりになっています。その後、畜産振興事業団の理事長をやって、そして現在の日本食肉流通センター理事長に昨年の六月就任されているんですね。ここはどういう仕事をやっているかという、部分肉センターだということ、いままで枝肉でやっていたのを今度は部分肉を処理していく、そういうことをやられるのだというところなんです。ここはもと全額事業団出費です。百十二億五千万円。しかも、施設等をつくるときには国が補助金を出して、二十四億円も国が出しているんです。こういう状態があるわけなんです。

ですから、ひとつこういったことをしつかり押さえておやりにならないと、本当に実効ある行政改革ということにはならないだろう。一つは特殊法人への天下りの問題等々含めて、それが関連会社への天下りというふうな回しというのか、その辺のところまできちとやっぱり目配りをしていくことが必要じゃないか、こう思うわけなんです。

事業団の中身や仕事のことを言っているんじゃないんです。そういう行政上の問題をしっかりと押さえないといけない。いかがですか。

○国務大臣(亀岡高夫君) そういう御指摘の気持ちはよくわかるわけですが、しかし一方で、その人でなければならぬということによつてその地位につくという人もいなくはないと思うんです。私自身、追放という経験があつて、どこへ行ってもおまえは追放だからと言って飛ばされ踏んづけられ、それは確かに戦争犯罪人というふうな立場で、元軍人であつたからというところで、そういう経験のあります私としては、やっぱり就職ほどありがたいものはないという経験もしています。そういうことですから、やっぱり公務員をやつたから、局長をやつたからというので、そして将来も一生そういうふうなことにされちゃうのなうというふうなことは起きませんから。やっぱりお互い人の子です。寄る年波なんというところになってくる。そういうことになりま

すと、本当にその辺、確かにそういう点は本人の自覚なりそういう点にまつべきところが私は多いのではないかなというところでもあります。その点も閣議決定で、特殊法人のことについては閣議決定の線を踏襲してきちんとしていくかにはなりませんけれども、そういう点まで全部大臣がチェックするということになります。これはどういふものなんでしょうね。権限もないのにそういうところまであれすというところは、大変私としてもつらいような思いがいたしますがね。

○下田京子君 行管庁政務次官。○政府委員(堀内光雄君) ただいまの下田先生お話しした御指摘の点でございますが、特殊法人とまた認可法人とそれから民法法人と、三つの中にちやまぜになつていようでございます。それで、特殊法人につきましても、五十四年の十二月の閣議決定においてたらい回し一回ということになつておりますが、それから先の問題については閣議決定の問題とは直接はつながつてこないわけでございます。ただ、こういう一つの原則があれば、

これをひとつ考えていくべきだというのはあるかもしれません。

そこで、認可法人については所管の大臣の権限があるわけでございますが、さらにまいりますと、今度は民法法人になりますと大臣の権限もないということになつてまいります。それだけに、たゞいまの亀岡大臣のお話も、権限のないものに対してまで発言ができるかどうかというお話はやはりもつともなことではないかというふうにも思います。あとは行政指導のような中でどの程度やっていくかということになりますし、全部が全部優秀な人がそれぞれ新しいポジションに、また特殊法人以外に行かれるということ、これはやはり人材を活用する意味では必要な面もあるのかもしれません。で、一概にこれはいかぬというふうな問題ではないんじゃないかと。ただ、一つの姿勢としては、行政指導の中でそれぞれ所管官庁でよく考えていただきたい、こういうふうな思つて

○下田京子君 指導の権限が及ばないところまでやれというところではなくて、日本食肉流通センターの場合には、これは人事等は農林水産大臣の承認にもなつておりますし、そういう点ではきちんとやるべきだということを重ねて申し上げておきたいと思ふんです。

次に、これは基準価額がまだ決まらないで、輸入問題いろいろ議論になつております。そこで、スペインの青竹輸入問題で聞きたいんですけれども、最初に農水大臣にと思つたんですが時間がないので、きょうは通産、大蔵から見えていようので、ずばりお聞きしたいんですけれども、四月の六日、私は決算委員会でお話をいたしました。に、輸入業者となつていいるニッタン株式会社と深石さんとそれから実際の輸入業者とやられている日本バイラルハック社の白井さんですか、この人の間に金銭の授受があつたという点では、若杉生活産業局長が「両方の言い分も授受の関係はあつた」ということは言つております」ということで、金銭の授受は認めているわけなんです。金額につ

いてはと言つたら、そのときにはまだ調べていないということだつたんですけれど、その後調査されているかどうか、通産。

○説明員(末木風太郎君) 私どもの若杉局長の答弁、そのとおりでございますが、私どもは、あくまで法律に違反した輸入があつたかどうかという観点から調査を進めてきておりますものでありますから、その過程でお金の授受の問題も若干触れはいたしました。しかし、どういふ趣旨のお金であるかとか、具体的な金額につきましては、私どもの調査では、それを正確に突きとめることは、捜査権がございませんので不可能でございますので、いまの点、金額の正確な点につきましては、現在まだ把握をいたしておりません。

○下田京子君 捜査が及ばないから突きとめることはしてないということですが、それじゃちょっと大蔵省に聞きたいんですけれども、金銭の授受があつたということはわかつてるわけですよね。で、通産は捜査権がないからやめなさいということなんです、もう御両人とも、数千万円私は渡しておる、私はいたいたいた、こう言っているんですね。いたいたいた深石さん、この方はお金を受けて取っているんですから、当然そのお金に対しては税金をかけなきゃならないんじゃないかと思うんです。そういう点で大蔵省は調査されているでしょうか。

○説明員(四元俊明君) 最初にお断り申し上げたいのでございますが、税務上の個別にわたる事柄につきまして直接答弁をいたしますことは控えさせていただきますのでございますが、一般的に申し上げまして、私ども課税上の問題につながるような資料、情報等につきましては、常日ごろから関心を持っておりますのでございます。

いま御指摘の点につきまして、マスコミ等いろいろ報道されているということも私も承知いたしております。こうしたことが今後課税上の問題につながるまいとすれば、当然私どももいたしまして、その解明と必要な正をやっていただくわけじゃないかと、こういうふうにか

えております。

○下田京子君 今後おやりになるのか、いま進めているのかということをはっきりしていただきたいと思うんです。本人が受け取つたと言っているんですから、受け取つたといつたことになれば、課税上の問題としてそれはやっぱり捜査しなければ、脱税ということを見逃すことになると思つて、非常にこれは問題になるんじゃないかと、こ

同時に、これは通産にお尋ねしますけれども、先ほど金銭の授受があつたことは認めていると、しかし、金額が幾らになつてはつかない、そう言いつつながら、一方で、これもやはり四月六日の決算委員会での局長の答弁なんですけれども、政治家へのアブローチがなかつたことは断言できると、こういうふうにおつしやつていらっしゃる。とすれば、相当その辺の関係を調査された結果だと私思うんですが、いかがなんでしょうか。大蔵と通産と両方、簡単に。

○説明員(末木風太郎君) 政治家の政治工作といひますか、について局長が答弁いたしましたのは、私どもの調査の過程で、そういう事実を疑わせるといひますか、そういう関連のあるような事項が浮かび上がったてきておりませんという意味で申し上げたわけでございます。

それから通産省に關しましては、これは自分たちのことでございますから、ニッタンノ深石社長からこの問題につきまして特別の依頼を受けたとか相談があつたとか、そういう事実は一切ない、これは自分たちのことでございますから断言できると、こういうふうに申し上げたわけでございます。

○説明員(四元俊明君) 私、いまの御質問に對しまして、税の立場から何か申し上げるべきことがあるのかどうかとわからませんが、大蔵の広い意味の一員といたしましてお答えさせていただきます。先ほど申し上げましたように、個別にわたる

問題については、直接的には答弁を差し控えさせていただきますのでございますが、せつかくのお尋ねでございますので再度申し上げますのでございますが、私どもは、資金がどういふ流れたかというようなことに直接それを課税上の問題と結びつけるのは早いわけでございます、あくまでも申告等を関係者からいただいて、それが課税上何か申告で漏れているものがあると、こいつたような問題があつたときにこれを解明して正していただく、こういう立場をとっているわけでございます。

その点御理解をいただきたいと思ひます。

○下田京子君 これ議論していると時間があれないのですけれども、通産も大蔵についても問題があると思ひますよ。といひますのは、通産内部でも、これは通産へのアブローチがなかつたとは断言できるといふことになると、相当調査したといふことになると思ひますよ、それは。しかも一方で金銭の授受があつたといふことを認めているんです。それで金額については全然調べていないと。これはまさに問題だと思ひます。

それから大蔵で、税の關係ですけれども、とにかく本人は受け取つたと言ひのに、受け取つたお金があればそれは所得なんです。当然、申告があつたものだけじゃなくて、お金の流れといふことについて関心を持つのは税当局として本来の一つの仕事になるんじゃないでしょうかという点で私は指摘しておきたいと思ひます。

次に移りたいんですけれども、通産に聞きたいのは船荷証券の話なんですけれども、これはスペイン青竹の場合には、スペインのバルセロナ港で船積みされたのではないといふことははっきりしているわけですね。これは通産省の調査によつて明らかになつてゐることだと思ひます。そうしますと、これは、船荷証券といふのは有価証券です。当然有価証券を偽造したといふことでやばり罪になるのではないかと、まさにその事実關係だけ、いかがですか。

○説明員(末木風太郎君) 私の方で主として関心を持っておりますのは、外為法、外国貿易管理法

に違反していないかどうかという観点から主として調査を進めておりますので、有価証券の偽造については、まあ私も必ずしも専門家でございませぬが、刑法の問題になるかと思ひます。しかし、常識的に考えますれば、やはり文書偽造の疑いがあるのではないかと思ひます。ただし、これは刑法の問題でございまして、必ずしも通産省所管の法律じゃございせんから、一応の考えでございます。

○下田京子君 刑法百六十二条並びに百六十三条で、これは有価証券偽造の場合に、偽造した者あるいは行使した者は三月以上あるいは十年以下の懲役といふことになるのは御存じだと思ひます。そういうことがはつきりしているわけですから、なぜ警察、検察庁に告発しなかつたかといふことになると思ひます。なぜしなかつたんですか。

○説明員(末木風太郎君) 繰り返しになりましたが大要恐縮でございますが、まず私どもは、貿易秩序の維持、輸入管理の適正化という観点から、外為法、それに基づく輸入貿易管理令の違反の有無を重点的に第一に調べております。仮にその調査の結果、おつしやるように外為法違反として告発するといふようなことにもし結果がなりました後に、仮に捜査当局が捜査をなされれば、それに関連して有価証券の偽造の問題等も当然捜査なさることと思ひますが、私どもはあくまで所管の法律について行政上の調査を今日進めている段階だといふふうに御理解いただきたいと思ひます。

○下田京子君 それは所管の仕事だと言ひますが、所管の仕事としてこの有価証券の偽造の問題は刑法の百六十二条で告発できるんです。そしてまた、しなければならぬといふ義務もあるんです。御存じだと思ひますけれども、刑事訴訟法の第二百三十九条第二項の中に、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると認料するときは、告発をしなければならぬ。」と、こあるわけですね。これをやらぬといふことになりまして、義務怠慢といふか職務怠慢と、まあ

義務というよりも職務怠慢というふうに見えるんです。いまおっしゃるように、課長さん、通産省で外為法に関心を持っておる、それはいいですよ。当然それはそれでやるべきなんです。しかし、通産省みずからが調べになつて、もうスペインのバルセロナ港からは輸出申告も出されていないといふことがはつきりしたと、こう言っているわけなんです。そうしますと、そこから船積みしたんだというその船荷証券そのものというのは、これはまさに偽造であるということも事実がはつきりしているんです。これはもうはつきりしているんです。ですから、船荷証券が有価証券なんですから、この点での刑法百六十二条で告発できるんです。それで告発したらば、新たに警察、検察の問題の方に行きまして刑事事件として争うことができるわけで、新たな道を聞くことができるわけなんです。

○説明員(末木鳳太郎君) 貨物の輸送といえますが、輸出入の非常に技術的な問題になるかと思ひますけれども、私ども御指摘のようにスペインから船積みをしていないという確認はしておりますけれども、していない疑いが濃厚であるという確認はいたしておりますけれども、そのことと、仮にそのものがバルセロナを出たと仮定しまして、一たん別の地域で船積みを積みかえをされました、新たな船荷証券で入ってきたというような場合もあり得るわけでございます。したがしまして、バルセロナから船積みをされていないという疑いのみで直ちに船荷証券の偽造というふうに結論を下すことは問題があるわけでございまして、したがって荷物が出ていないとしたらば、それではどこから出たのか、その本当に出たところと申告との食い違いがあればその責任を追及する必要があると思いますので、海外関係の調査をいま重点的に行っているという段階でございます。

○下田京子君 スペインのバルセロナ港から船積みされてないということとは国会答弁でもきちつとおっしゃっているんですよ。そして、疑いがな

んていまそんな変なことを言わなくていいんですよ、もうはつきり船積みしてないんですから。ですから、そのときに書いた船荷証券というのは偽造なんです。偽造しているということがはつきりしているんです。ですから、これは有価証券の偽造ということでもって犯罪になるんです。ですから告発しなさいと言っているんです。告発すれば刑事事件として追っかけて、いろいろ通産自身が苦慮されている外国ルートの問題なんかも出てくるんじゃないでしょうか。そういう点で私はきちんと追及すべきだということを再度主張し、最後に農林水産大臣、あの四月六日のときに私が、最後に質問しましたら、このことについては非常に生産者等々関係者にとっても重要な問題だし、糸価の問題をめぐっても重要なことなので、関係方面に働きかけてできるだけ早く解決したいと、こういうふうにおっしゃったと思うんです。その点で、いまのようなお話も含めまして、再度、通産、大蔵とも含めまして、国内ルートはもとより、それから国外のルートも含めて、きちんと、これはうやむやにしないで、日がたてばたつほどわかなくなるので、日がたてばたつほどわからなくなってくるのですから、やれるところでやるということできちんと対応していただきたいという点で、その決意を聞かせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(亀岡高夫君) おっしゃるまでもなく、一番憤っているのは私でございませう、青竹とか赤竹とか。こういう日本人がいるということ自体が悲しいと同時に憤らしい。しかも、貿易管理令というものを発動して、その合間を縫って自分だけでもうけようと、そういう者は絶対に早く調査をして処分してもらいたい、こうはつきりと申し上げておきます。

○下田京子君 終わりました。

○喜屋武眞榮君 一昨日、御四名の参考人の御意見を聞かしていただきました。その四名の述べられたいろいろな意見を集約して最初にお尋ねいたします。

まず両理事長側からの意見は、今度の統合は、

いわゆる政府の行政改革に伴う統合であるのでやむを得ない、しかし、法律的な運用をしていくののだ、こういうことでありました。今度は職員側、労働者側からの共通の強い意見は、先ほど述べられております天下りの問題、第二点は身分に對する不安、労働条件の不安、このことであります。そこで、お尋ねしたい第一点は、天下りということがなぜ問題になるかということに對して、適所適材ならばいいのではないかと御意見のようでありましたが、それは一応理屈の上では私受用とめまします。人事の妙は適材適所、人心をしてうまざらしめんことを要するという名言がございませう。しかし、きのうの皆様の意見の中からは、今度の統合と結びつけて、統合の趣旨が改革の前提であるならば、財政面からの立場を無視してはいけないと思います。第二点は、統合することによつて機能をさらに發揮していける、こういう二面から見なければいけないと思うのであります。そこで、財政面からは、いまの天下りの問題はもう申し上げるまでもなくこれは問題があるのではないでしょうか。

次に、この天下りは上から下す方ですが、受ける方からしますと、この組織ができた当時からもう十年を経過しておるんです。発足当時はみんな若者だったが、十年ないし十五年経験すれば、年齢的にも、それから技能の上からも経験の上からも、十分自信を持つて運営できるんだと、だから内部人事を、内部登用、採用をしていただきたいと、こういうことが強い要望でありました。そうとういった点から私は、適材適所、有能であるからということは、これは受ける側からも見なければ、単に上から押しつけて適材ということでは、受ける職員の皆さんが気をくさして、不満たらたらでやつたんじゃ、そこからは効率的な能力は生まれてこない、こう思うわけなんです。

そういう点、一昨日私は両面を、両方をにらみ合わせて、天下りは十分これは検討し、受ける側からも、また天下らず側からも、極端に言うなら

ば押しつける側からもこれは警戒しなければいけない、慎重を期さなければいけない、こういうことを強く申し上げておきます。

次に、職員が不安を感じておると。この不安の面では特に一応現時点ではやむを得ないとしましても、長い見通しをつけた場合に、必ず合理化、解雇につながるのではないかと、こういう不安と、それから職員の身分保障の問題、労働条件の問題、一昨日大臣が述べられたように、業務においては両方を一緒にしてやるという前提ならば、仕事の量では変わらぬのに人減らしやその他の縮小があるとするならば、それは当然労働条件に降りかかってくるわけでありますので、そういった点十分配慮してもらわなければいけないのではないかと、こう一応総括的に申し上げておきたいと思ひます。

次にお尋ねしたいことは、生産者の側から見てマイナスになる点はないだらうか。統合することによつて、生産者の側から、両面、蚕糸の場合であっても糖業、砂糖の場合であっても、その生産者の側からは確かにプラスにはなつてもマイナスにはならぬと、こういう前提でなければいけないと思ひますが、大臣、その点、さっきの要望も含めて大臣の御意見をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(亀岡高夫君) 天下り人事の問題につきましては、閣議決定の線とやはり衆参両院の諸先生方からの御意見等も十分しんしゃくをして慎重に対処していきたいと、こう考えます。

それから、生産者の立場から見た場合にはどうかというと、私はそう大きなマイナスは感じられないのではないかなという気がいたします。これはやはり両事業団が合併して新しい事業団ができまして、それだけ内容も大きくなるわけでありますから、しかも、総合的に両方の事業を相ともにやつていくということになるわけでありますから、私はむしろ特に国際関係等の情報交換なんとなつてきまして、やつぱりいろいろと情報交換等においてはプラスの面が出てきやせぬかな、こん

な感じがいたします。

それともう一つ、社内から人事を上げろという御趣旨は、これは全く私もそのとおりであると、こう思っております。

○喜屋武眞榮君 次に、砂糖の国内需給について統計を見ますという、まず感ぜられることは、総需要量は年々減じておる、それから国内産糖の生産は年々増加してきておる、次に三項目は輸入量が減じてきておる、こういうことが数字にあらわれておるんですね。それならば、輸入量を減じて国内産糖の自給向上を図るべきではないかと、当然この答えが生まれてくるんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(渡邊文雄君) 砂糖の需要動向でございますが、高度成長の過程でかなり一人当たりの需要量もふえてまいりました、それに伴いまして国内産糖の増産もございまして、並行しまして輸入の増加もあつたのは御指摘のとおりでございますが、こゝで、三年の動きを見てみますと、三つの点で情勢がかなり変わつてきておりまして、一つは、一般的にいわれる甘味離れと申しますか、砂糖の消費に対する国民の考え方が少し変わつてきたというのが一つ挙げられると思ひます。それからもう一つは、従来ブドウ糖という形で国内の糖というものの技術進歩がございまして、異性化糖というものがここ数年ふえてまいつてきておりますが、そのためにそれが砂糖と一部競合した点のために砂糖の需要の足を引つづいておるという点があると思ひます。それからもう一つは、国内産糖がここ一、二年、特に北海道を中心にふえてきたということがあります。そういう以上の三点によりまして、輸入量自体はここ二、三年減つてまいりました、先生だいまふえてきたとおっしゃつておりました、ここ二、三年の動向としては減つてまいつてきておりました、たとえば五十二年が二百三十八万トン、五十三年が二百三十四万トン、五十四年は結果的には二百三十八万トンということとでちよつと戻つたようでございますが、かなり

在庫として消化されないままに五十五年にずれ込んでおりまして、この一年間、五十五砂糖年度を見ますに、私も輸入は恐らく二百萬トンを割るというふうに見ております。

以上でございます。

○喜屋武眞榮君 これは政策上の問題もあるかもしれないんですが、少なくともやはり農政の転換という立場から自給向上を図るという大前提があるわけなんです、これは十分ひとつ検討してもらいたいことを強く要望いたしておきます。

次に、国内産糖の生産量の面からお聞きしたいことは、ビートは着実に増加しておると、四十万ないし五十万トンですね。ところが甘蔗糖は必ずしも順調に伸びておらない、むしろダウンぎみである。ところが、沖縄の場合を例にとるといふと、農耕地はふえております。それからキビ作面積もふえてきております、伸びております。にもかかわらず甘蔗糖がダウンしておるといふ、この原因はどこにあるんでしょうか。

○政府委員(渡邊文雄君) 御指摘のように、北海道はここ三、四年順調に増産されておるわけでございますが、甘蔗糖につきましては、鹿児島島の南西諸島と沖縄とございまして、沖縄につきましては年においてかなり振れがございまして、たとえば五十二年が五十五万五千トンが五十二年に十七万四千トンとふえまして、五十三年に十八万九千九百トンまでふえましたが、五十四年、五十五年と十数万トンにまた減つておるという現実がございまして、これはまたまたその二年間、去年、おとしとかなり台風被害等が集中してございまして、残念ながら、作付面積等は減つたわけではございませぬが、反収ないし歩どまり等がダメージを受けまして、結果的に産糖量が減つたということになつておるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 その原因がどこにあるかと私聞いておるんですよ。特に甘蔗糖が伸びないのはどこに原因があるかと聞いておるんです。

○政府委員(渡邊文雄君) 一般論で恐縮でございますが、沖縄の場合には新地面積自体が非常に限

られておるというのが一つあると思ひます。

それからもう一つは、北海道との対比において申しますれば、北海道の場合には、稲作転換という形で過去の水田がビート等にかわつておるということがございまして、沖縄の場合には、そういうことが、水田自体が少ないうえに余りないということがあるかと思ひます。

もう一つは、せんだつての委員会の際にも御質問ございましたが、野菜等、より有利な作物についての農家の指向がございまして、野菜等がたしか一千町歩以上ふえたと思ひますが、そういうことがサトウキビの作付面積の増になかなかつながらなかつたというこの原因ではないかというふうにお思つております。

○喜屋武眞榮君 私は、沖縄の農耕地は伸びておる、キビ作も伸びておるという前提をさつき申し上げたでしよう。だのになぜ減じておるかということ。あなたの方のこの資料によりますと、いいです、こゝろ書かれておるんですよ。私が言いたいことは、「台風等の被害」、こういうことが書かれておるんですよ。それは間違いないでしよう。それじゃ詳しく聞きたいのは、「台風等」といふ、その「等」といふのは何ですか。

○政府委員(渡邊文雄君) 「台風等」の「等」といふのは千ばつてございまして。

○喜屋武眞榮君 最初からそうおっしゃればいいんです。千ばつてですね。千ばつというところは裏で水でしよう。水ですね。

それで、いよいよ焦点に入りますが、沖縄の農業開発は結局水資源の開発なくして抜本的な解決は不可能であるということなんだけれども、その水資源の涵養、水問題の解決に対して、農林水産省としてどのように現状を把握しておられますか。

○政府委員(杉山克己君) まず、沖縄におきまして水需給の数量的な関係はどうかということを見てまいりますと、実は昭和五十三年に国土庁が作成した長期水需給計画というものがございまして、これによりまして、沖縄の農業用水の需要は昭和

五十年年度年間約一億立方メートル、それからその後、畑地灌漑面積の拡大、そのほかの事情によつて、新たに昭和六十年までに年間二千万立方メートル、それから昭和六十五年までには年間六千万立方メートルの増加が見込まれておるというふうな状況でございます。

こういった状況に対応しまして、現在でも水不足の状況があるわけでございますが、今後、いま申し上げましたような必要量を確保するために、従来からも水資源の開発、水利施設の整備といったことは一般内地の事業に比べて特段の重要性があるということとでその充実に努めてきたところでございまして。特に国営の灌漑排水事業、さらには特殊な事業でございまして、地表水のみではなくて、地下ダムの開発による水源の確保というような事業を重要事業として推進しているところでございまして。

○喜屋武眞榮君 もっと科学的な根拠を踏まえて問題解決に取り組んでもらいたい、これを私前提にして、いま沖縄の水問題はこういう状況にあることを把握しておられますか。まず、生活用水、工業用水、農業用水、この三つに分類して全国と沖縄を比較した場合に、全国の生活用水は一四・一％に対して沖縄は四五・八％。生活用水のパーセントは本土よりもはるかに高い。この理由はおわかりでしよう、申し上げるまでもなく、基地に関連するんです。米軍の基地との関係があつて水道が本土よりも行き渡つておるといふことなんです。もつぱら基地との関連。工業用水は全国が二〇・九％に対して沖縄は一二・五％でしよう。いま問題にしたい農業用水は全国が六五％に対して沖縄は四一・七％、これなんです。このように格差があるという、このことを抜きにしてあれもやりたいこれもやりたいということ、これはやるにこしたことはありませんけれども、これをどのように優先的に計画的に能率的に問題を解決していくかという、このこととなければ、行き当たりばつたりではいけないと思ひます。それではその沖縄の農業用水開発について具体的な施策を

示してもらいたい。

○政府委員(杉山克己君) 先ほど申し上げました国営灌漑排水事業でございますが、現在着工中のものとして宮城県地区、これはダムでございます、それから名蔵川地区、羽地大川地区、これは現在全体実施設計を行っているところでございます。内容はこれもダムでございます。それから宮古西部地区淡水湖。それから宮古地区、これが地下ダムでございます。

こういった事業について国営灌漑排水について重点的に予算配分を行つていきたいということを目下推進を図つておられるところでございます。

○喜屋武眞榮君 いま基本的な御計画、これは否定はいたしません。ぐんぐん進めてください。ところが、大事なものを抜かしておられるということを私自身反省しておりますが、これをぜひひとつ国の問題として考えてもらいたい。

といふことは、沖繩は全国一の降雨県です。降雨量では日本一なんです、二千三百ミリ。全国は平均は千七百です。ところが、全国一雨の豊かな県でありながら、全国一水不足の県である、ここに問題があるわけですね。ですから、せめてその年間降雨を海に流さぬでそれを貯水する、そのことをまず何よりも優先すべきじゃないかと思うのです。そのためには大型ダムも結構であります。ところが、沖繩全島の離島、僻地、そして地理的にも考えた場合には、その降雨をためる、貯水する小型ダムを至るところに無数につくつていくことによってこれが農業用水に結びつくではないでしょうか。その点大臣、いかでしようか。

○國務大臣(亀岡高夫君) 私も沖繩の特性というものをも十分勉強しておりますので、その線はやつぱり専門家に答弁した方が誤らないと思ひますので、お許し願ひたいと思ひます。

○政府委員(杉山克己君) おっしゃられるように、沖繩は非常に降雨量が多い。しかしながら、水量豊かな大きな河川というものは乏しい。しかも、さんご礁、石灰岩地質のため地下水浸透が大

きい。そういうようなことから、降った雨がすぐ海に流れてしまふというような事情がございます。

そこで、これをためるためにはダムが必要であるということ、先ほど申し上げましたような基本的な大型のダムの建設を進めておられるところでございます。大容量の水量を確保するにはそういうことが必要でございますし、それからさらに、地下ダムといったような形で、これも受けざらしてはかなりの容量のものがあつてございまして、そういうことを推進いたしてまいりますが、ただ、地域によりましてはおつしやられるように小型のダム、また水路等の関係からして、小型のダムでなければ水利が図れないというところもあると思ひます。確かに、重点としては大型ダムあるいは地下ダムを目指しておりますが、そういう小型ダムについても必要性はあると考えております。

○喜屋武眞榮君 大臣は専門家でないのでおつしやいましたが、私が申し上げることは決して専門的な問題ではなく、至つて常識的なことだと私は思つておるんですよ。至つて常識的な。降雨を海に流さぬでためるといふこと。これ何も専門の知識は要りませんよ。それをただ施設に、大型ダムを至るところにつくつて海に流さぬように。それと関連しまして、沖繩は島が狭い上に基地との関係もありまして、舗装が比較的行き渡つておる。さらにまた航空基地、滑走路も多い。その滑走路や舗装道路に降る雨を海に流さぬでそれをためて、ため池とも言い、小型ダムとも言つておりますが、それを一例申し上げると、伊江島という伊江村がありますね。あそこで滑走路の水をためてため池をつくつておるんですね。すばらしいキビ作の増産に結びついて、伊江島は全県下一のキビの収穫の多い村であります。このように實際的に結びつくわけなんです。ですから、大型ダムをこれから何年計画でやつていただくこともこれも大事なことです。ところが、当面さう降る、あす降る水を流さぬためにどうすればよろしいか。このことを、県にも強く言いますが、国とし

てもそれに対する対策、補助をひとつお願いしたいと思ひます。

次に、水源涵養林の指定について申し上げたいと思ひます。

いわゆる森林と水の問題、これは次のことをまず前提に申し上げたいと思ひます。沖繩本島の北部に、北部訓練場という、いわゆる米軍が軍事演習する北部訓練場というものがあつて、そこで実射訓練をするわけなんです。ところが、五・一五メモに基づいてその着弾地域が指定されるまで、大砲の実射訓練は行われないと、こういう特定の地域があるわけなんです。これには二つの理由があるんです。水源を確保するということが、さらにその地域には世界的な珍鳥、ノグチゲラという世界的な珍鳥がおるわけなんです。ところが、そこで射撃をされたんじやそれが絶滅する、だんだん少なくなつてきておるんです。そして水源が枯渇すると、こういう理由から、水源涵養林、特別保護鳥及びその生息地に影響を与えないための措置をとつておると、こういう特別の配慮があるわけなんです。

そこで、いまのところ農水省、環境庁ではその区域の指定をしていないが、四月九日の衆議院内閣委員会において、沖繩出身の瀬長議員が、今後区域の保護指定をすれば、米軍はそれを守るか。すなわち政府が、農水省が指定をすれば、そこで実射訓練はやらぬ、これを守るか、こう質問したことに對して伊藤施設部長は、今後指定されれば五・一五メモの指定されたものと考え、こう答えておられます。さらに引き続き伊東外務大臣は、指定については農林省、環境庁で判断することであるのでと答えておられます。

そこで、本論に入るわけなんです。そこで、農林水産大臣、こういう状態に来ておるんですが、農林水産省としては、同訓練場に対して水源涵養林の保護区域指定をする意思があるかどうか、これが第一点。農水省が指定するとおつしやれば、もうそこは網を張るわけですから、実射訓練はなくて済む

わけなんです。また水上訓練も、いろいろこれは基地の問題はまた別の機会に論じますが、次に実射訓練の恩納岳の山火事、百十ヘクタールの四日間

の山火事が起こつて大変なことになつておる。そこに金武ダムというダムがある。この水源、これが濁つて、とうとう百十ヘクタールの森林が焼けたのだために水もかれてしまつて大問題になつておるわけなんです。補償の問題はまた別に論じますが、この金武ダムの水源涵養、それから流れ弾による伊芸区民の命の危険、それから建物の被害、こういう実情であるわけなんです。あの恩納岳は、これはもうまた歴史的な意義を持つ山であります。この大事な森林の地域に對しても、農水省として、このいま私が申し上げました網を張つていただければこれもまた守られると、こういうことになるわけですが、そのことに對して大臣のきちつとした御決意を承つて私の質問を終わります。

○國務大臣(亀岡高夫君) 私も先ほど来申し上げておりますとおり、沖繩の地図に至つて明るくないものでありますから、言いわけになるようでも申しわけありませんけれども、どういう地点で、どういうふうになつておるか。これはやつぱり林野庁というものがございまして、林野庁によく指示をいたしまして検討をさせます、これは。○委員長(井上吉夫君) 本件に對する本日の質疑はこの程度にとどめます。本日はこれにて散會いたします。午後六時三十八分散會